

平成16年 4月30日(金)

山形県公報 号外(38)

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

山形県包括外部監査人

伊 藤 吉 明



山形県公報

平成16年4月30日(金)

号 外(38)

目 次

公 告

包括外部監査結果に関する報告の公表.....(監査委員)... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人伊藤吉明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年4月30日

山形県監査委員	鈴	木	正	法
山形県監査委員	広	谷	五郎左工門	
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成16年4月30日印刷
平成16年4月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056

目 次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定事件（テーマ）	1
3.	事件（テーマ）を選定した理由	1
4.	外部監査人の資格及び氏名	1
5.	監査の方法	2
6.	監査の対象	3
7.	表示単位	3
8.	利害関係	3
9.	監査の結果及び意見	3
第2	外部監査対象の概要	4
1.	農林水産部の補助金の概要	4
2.	農林水産部の関連指標について	6
3.	農林水産部の補助金に係る手続	7
4.	農林水産部の補助金の推移	9
5.	農林水産部所管の財政援助団体の状況	11
6.	農林水産部の補助金における問題点	12
7.	高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について	16
第3	農政企画課の補助金について	18
1.	事業の概要	18
2.	補助金についての分析	19
3.	全体についての監査の結果及び意見	23
4.	個別検討	27
第4	生産流通課の補助金について	47
1.	事業の概要	47
2.	補助金についての分析	48
3.	全体についての監査の結果及び意見	52
4.	個別検討	56
第5	農業技術課の補助金について	84
1.	事業の概要	84
2.	補助金についての分析	85
3.	全体についての監査の結果及び意見	87
4.	個別検討	88

第6	農村計画課の補助金について.....	93
1.	事業の概要.....	93
2.	補助金についての分析.....	94
3.	全体についての監査の結果及び意見.....	97
4.	個別検討.....	100
第7	森林課の補助金について.....	107
1.	事業の概要.....	107
2.	補助金についての分析.....	108
3.	全体についての監査の結果及び意見.....	111
4.	個別検討.....	114
第8	財団法人 山形県農業公社.....	125
1.	事業内容.....	125
2.	組織.....	125
3.	財務状況の推移.....	125
4.	山形県との関係.....	126
5.	監査の結果及び意見.....	129
第9	山形県漁業信用基金協会.....	135
1.	事業内容.....	135
2.	組織.....	135
3.	財務状況の推移.....	135
4.	山形県との関係.....	136
5.	監査の結果及び意見.....	137
第10	山形県農業会議.....	140
1.	事業内容.....	140
2.	組織.....	140
3.	財務状況の推移.....	140
4.	山形県との関係.....	141
5.	監査の結果及び意見.....	143
第11	社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会.....	145
1.	事業内容.....	145
2.	組織.....	146
3.	財務状況の推移.....	146
4.	山形県との関係.....	147
5.	監査の結果及び意見.....	148

第 1 2	山形県土地改良事業団体連合会.....	150
1.	事業内容	150
2.	組織.....	150
3.	財務状況の推移.....	151
4.	山形県との関係.....	152
5.	監査の結果及び意見	154
第 1 3	財団法人山形県林業公社	158
1.	事業内容	158
2.	組織.....	159
3.	財務状況の推移.....	160
4.	山形県との関係.....	162
5.	監査の結果及び意見	164

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定事件（テーマ）

(1) 選定した特定事件（テーマ）

農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成14年度。ただし、必要に応じて過年度にも遡及している。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

山形県の財政状況が厳しさを増す中で補助金は減少傾向にあるが、それでも、平成14年度当初予算ベースで、およそ600件、450億円と多額の補助金が交付されている。

山形県は全国有数の農業県であり、農林水産部において多くの補助事業を行っている。その割合は、件数で4割、金額で3割弱を占めており、農林水産部における補助金の財務事務について検討する必要があると考えた。

また、補助金の交付先、業務の委託先として重要な位置にある財政援助団体についても合わせて監査の対象とした。

4. 外部監査人の資格及び氏名

外部監査人

公認会計士 伊藤吉明

外部監査人補助者

公認会計士 押野正徳

公認会計士 伊藤明彦

公認会計士 小野慎一

公認会計士 寺澤直子

公認会計士 佐藤正一

公認会計士 伊藤正佳

公認会計士 坂邊淳也

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 農林水産部における補助金の財務事務
 - ・ 補助金の目的は明確か
 - ・ 公益上の必要性は認められるか
 - ・ 交付条件が適切に定められているか、また遵守されているか
 - ・ 補助金額の算出は合理的な基準に基づいているか
 - ・ 補助事業の実績は適切に把握されているか、また効果の測定・分析は行われているか
 - ・ 出納関係帳票の整備、保存状況は適切か
- ② 農林水産部の主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理
 - ・ 補助金等の県からの財政援助額は目的に沿って使用されているか
 - ・ 団体の出納事務が適切になされているか
 - ・ 団体の会計処理が適切になされているか
 - ・ 団体が計画的かつ効率的な事業運営を行っているか

(2) 監査の方法

- ① 農林水産部における補助金の財務事務
 - ・ 各課の補助事業の内容を資料閲覧、ヒアリング等により把握した。
 - ・ 当初目的が達成されれば補助制度を廃止するなどの終期設定がなされているか、分析を行った。
 - ・ 予算と実績の差異が大きいものや少額の補助金について分析を行い、内容の妥当性を検討した。
 - ・ 交付手続が適切に実施されているかについて、サンプルを抽出して関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 補助金額の算定について、サンプルを抽出して確認した。
 - ・ 補助事業の実績把握の妥当性について、サンプルを抽出して関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 補助事業の効果測定状況について分析を行い、効果の内容を検討した。
 - ・ 出納関係帳票の整備、保存状況を確認した。
- ② 農林水産部の主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理
 - ・ 県からの補助額、委託料等が適切に算定されているかについて、関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 主要な財務諸表項目について、会計処理が適切に行われているか、帳簿や関係書類により確認した。
 - ・ 債権管理が適切に行われているか、事業計画が適切に策定されているかなどについて、関係書類やヒアリングにより確認した。

6. 監査の対象

農林水産部及び下記の財政援助団体

財団法人山形県農業公社（以下、「農業公社」とする。）

山形県農業会議（以下、「農業会議」とする。）

山形県漁業信用基金協会（以下、「漁信基」とする。）

社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下、「青果物基金協会」とする。）

山形県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」とする。）

財団法人山形県林業公社（以下、「林業公社」とする。）

7. 表示単位

この報告書では、記載金額を単位未満切捨てしているため、合計額が一致しない場合がある。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査の結果及び意見

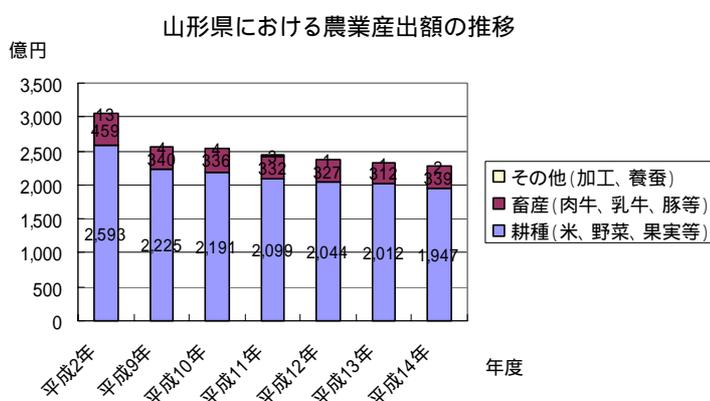
監査の結果、農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、次ページ以降の指摘事項が見受けられた。

なお、「改善策」は対応を要する事項であり、「意見」は附帯意見として記述した事項である。

第2 外部監査対象の概要

1. 農林水産部の補助金の概要

山形県では、豊かな自然条件を活かし、米や果樹をはじめ、野菜、花き、畜産物等、全国でも有数の多彩かつ良質な農畜産物の生産が行われている。特に、米や果実の産出額は全国でも上位に入っており、山形県にとって農林水産業は重要な産業であるといえる。しかし、国内外の産地間競争の激化、農産物価格の低迷と採算性の悪化、担い手の減少、米政策の大転換等、県の農林漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、県の農業産出額も減少を続けている。



このため、県では平成 13 年に「山形県農業基本条例」を制定し、以下の施策を重点的かつ計画的に推進していくものとしている。

- ・ 農業・農村の役割に対する県民理解の促進並びに地産地消の推進
- ・ 環境と調和した持続性の高い農業の展開並びに安全・安心な農産物の生産・供給の推進
- ・ 畑作物の生産進行等による農業経営の効率化・安定化の推進
- ・ その他、県農産物の評価向上、試験研究及び情報通信技術の活用、生産基盤の整備、地域営農の推進、中山間地域の振興等

山形県農林水産部の補助金は、これらの事業を推進していくうえで、有力な手段として位置付けられている。補助金の大きな目的としては、概ね次の類型に区分できる（具体的な内容は、「第3 農政企画課の補助金について」以降に記載）。

- ・ 事業者や市町村に対して作業機械購入費用等の事業費の補助を行うもの
- ・ 事業者に対して、経営安定化等を目的とした借入資金の利子補給を行うもの
- ・ 市町村や土地改良区等に対して大規模生産基盤（用排水路、林道等）整備の補助を行うもの
- ・ 財政援助団体に対して事業運営費の補助を行うもの

なお、農林水産部の補助金は、本庁の各課が所管しており、各課の主な業務は次のとおりとなっている。

所 管 課	業 務 内 容
農 政 企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政諸般の総合企画、調整及び推進 ・ 農業会議及び農業委員会に関する事 ・ 農業経営基盤の強化促進 ・ 農業金融及び水産業金融 ・ 農業災害補償及び漁業災害補償 等
生 産 流 通 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業対策 ・ 稲作及び園芸作物等の生産振興 ・ 県産農産物の消費流通対策 ・ 畜産振興及び家畜衛生 ・ 水産業振興 等
農 業 技 術 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技術の改良普及 ・ 農業の試験研究に関する事 ・ 安全農産物生産支援に関する事 等
農 村 計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の総合計画、調整及び推進 ・ 農業集落排水事業 ・ 土地改良区、土地改良事業団体連合会に関する事 ・ 農道整備事業 等
森 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林計画に関する事 ・ 県営林に関する事 ・ 林道事業 等

2. 農林水産部の関連指標について

農林水産部では、主な関連指標として次のような指標を掲げており、その動向と今後の見通しは次のとおりとなっている。

項 目	単 位	平 成 1 1 年 度 (基準年)	1 4 年 度	1 7 年 度 (中間年)	2 2 年 度 (目標年)	
農 業 従 事 者 数	人	170,555	157,890	152,300	131,100	
認 定 農 業 者 数(注1)	人	5,588	6,216	7,900	9,600	
新 規 就 農 者 数	人	119	152	185	250	
担い手への利用集積面積(注2)	ha	47,896	54,975	63,000	78,000	
生 産 農 業 所 得	億円	976	899	1,044	1,108	
1 0 a 当 たり 生 産 農 業 所 得	千円	76	72	84	91	
一 戸 当 たり 生 産 農 業 所 得	千円	1,375	1,382	1,723	2,131	
農 業 産 出 額	億円	2,434	2,288	2,610	2,770	
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	人	66,599	77,549	96,700	120,000	
林 業 従 事 者 数	人	3,558	2,566	3,000	3,000	
森 林 面 積	ha	669,413	669,130	669,500	669,500	
林 道 密 度	m/ha	5.6	5.8	6.0	6.4	
海 面 漁 業	経 営 体 数	経営体	542	473	480	465
	就 業 者 数	人	870	790	790	770
内 水 面 漁 業	養 殖 経 営 体 数	経営体	104	81	100	90
	漁 協 組 合 員 数	人	18,131	16,720	17,800	17,500

(注1) 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の中核的な担い手として市町村が認定する農業者

(注2) 担い手への利用集積：生産性の高い経営を確立し、農業の構造を強化していくため、農地を担い手に集積し、効率的な利用を促進している。

農業従事者や林業従事者、漁業経営体といった事業の実施主体数は平成11年度から平成14年度にかけて減少を続けている。その一方で、認定農業者や担い手への集積面積は増加しており、大規模化や効率化の方向に向かっているといえる。

今後は、農業産出額や生産農業所得等を目標に近づけていくことが課題といえるが、そのためには、県は効果的、効率的に補助金を活用していくことが必要である。

3. 農林水産部の補助金に係る手続

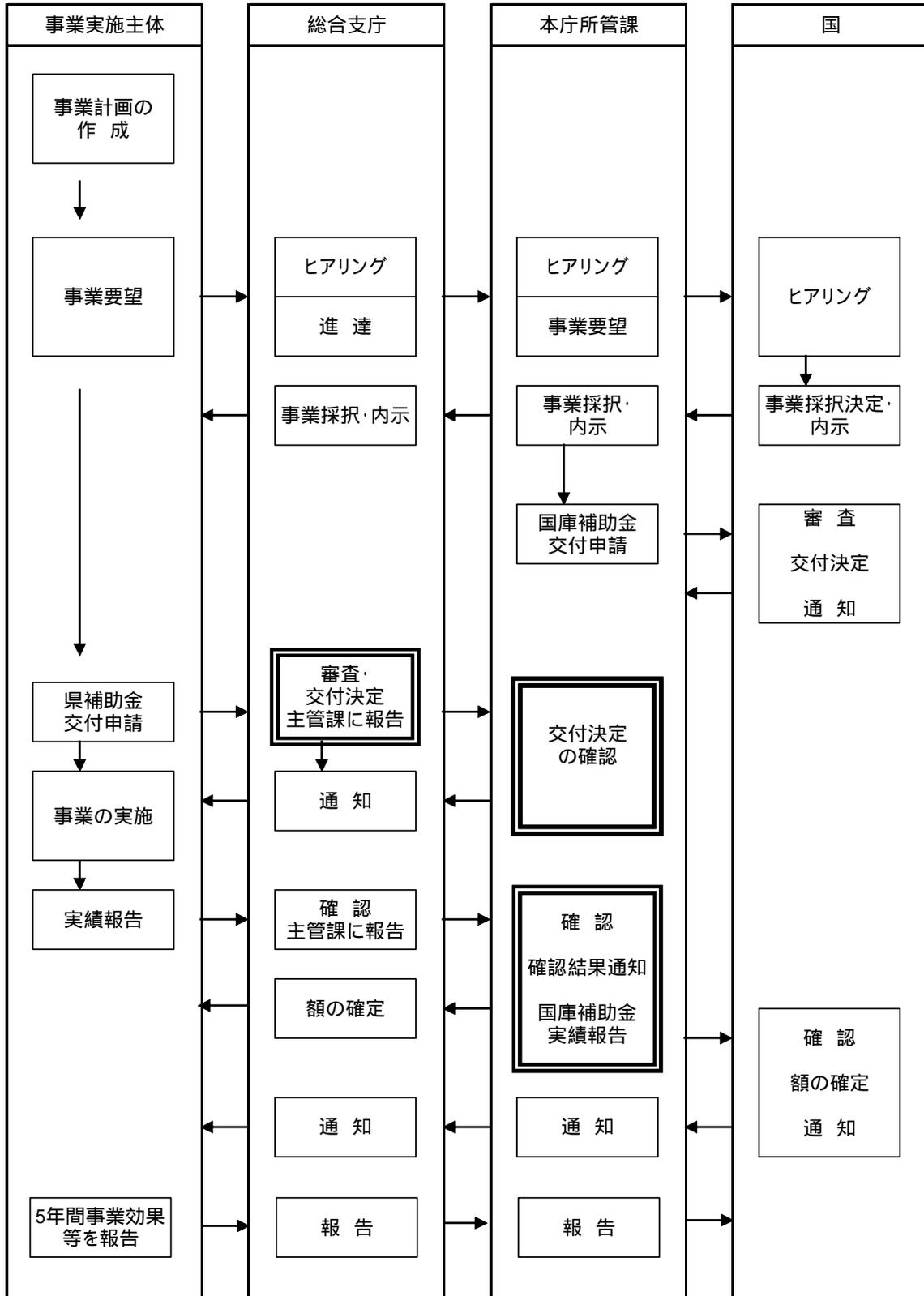
農林水産部の補助金に係る手続は、下記規定に基づいて行われる。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則
- ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則の解釈及び運用について
- ・ 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱及び同検査要領
- ・ 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱の運用について
- ・ 補助金ごとの根拠法令、条例、要綱、要領

上記のうち、補助金の申請手続、審査、実績報告等については、「山形県補助金等の適正化に関する規則」に基づいて行われる。さらに、補助事業ごとに要綱、要領が規定されている。

山形県農林水産部の一般的な補助事業の手続の流れは次のとおりである（国庫補助事業の場合であり、県単独事業の場合は国と県との間の手続が省略される）。

補助金事務の流れ(国庫補助事業の場合)



4. 農林水産部の補助金の推移

農林水産部の歳出（農林水産業費）と農林水産部の補助金の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
農林水産部歳出総額	95,166,534	86,106,087	74,329,325	70,457,180	61,824,454	53,432,785
補助金総額	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731
歳出総額に占める比率	24.3%	24.8%	21.4%	25.4%	21.8%	24.7%
県負担額	7,931,500	5,886,895	5,005,573	5,424,368	5,398,973	3,617,932
歳出総額に占める比率	8.3%	6.8%	6.7%	7.7%	8.7%	6.8%

（注）平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

歳出総額と補助金総額については、いずれも厳しい財政状況と補助事業の進行に伴い、大きく減少している。

補助金総額の歳出総額に占める比率は20%～25%で推移しており、両者の動向はほぼ同様といえる。補助金のうち国庫補助金を除いた県負担額についても、概ね歳出総額に合わせて減少している状況である。

次に、最近5年間における農林水産部の補助金総額及び補助事業ごと（国庫補助事業、県単独事業）の補助金額の推移は次のとおりとなっている。

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
国庫補助事業件数	147	150	134	126	128	117
補助金額	18,012,306	17,503,185	12,689,620	14,248,769	10,225,928	10,913,400
うち県負担額①	2,776,829	2,061,666	1,812,774	1,785,069	2,129,504	1,312,601
県単独事業件数	121	125	117	112	113	110
補助金額②	5,154,671	3,825,229	3,192,799	3,639,299	3,269,469	2,305,331
件数合計	268	275	251	238	241	227
補助金総額③	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731
うち県負担額 (①+②)④	7,931,500	5,886,895	5,005,573	5,424,368	5,398,973	3,617,932
補助金総額に占める 県負担額の割合 (④/③)	34.2%	27.6%	31.5%	30.3%	40.0%	27.4%

（注）平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

補助金額では、国庫補助事業、県単独事業とも大きく減少している。件数も減少しているが、減少幅はそれほど大きくなく、1事業当たりの補助金額は大きく減少している。また、県単独事業の件数は国庫補助事業より若干少ない程度で推移している。

なお、県単独事業と国庫補助事業について、1事業当たりの補助金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
国庫補助事業 1事業当たり補助金額	122,532	116,687	94,698	113,085	79,890	93,276
県単独事業 1事業当たり補助金額	42,600	30,601	27,288	32,493	28,933	20,957

(注) 平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算で計算している。

県単独事業は、国庫補助事業の対象外部分を補うためや県独自の施策を実現するためにあるが、県財政が厳しいことから、国庫補助事業と比べて少額となっている。

続いて、農林水産部各課の補助金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
(課別の補助金額)						
農政企画課	2,719,942	3,672,783	2,049,951	4,375,972	2,893,658	3,155,834
生産流通課(注2)	7,457,008	7,047,841	5,840,374	5,504,842	3,081,211	3,830,667
農業技術課	230,605	364,169	296,416	160,423	116,033	114,351
農村計画課(注3)	10,029,346	7,897,710	5,710,898	5,573,398	4,959,815	4,315,436
森林課(注4)	2,730,076	2,345,911	1,984,780	2,273,433	2,444,680	1,802,443
総額	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731

(注1) 平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

(注2) 生産流通課の補助金額は、平成10年度は農業経済課、農産園芸課、畜産課、水産課の合計値、平成11年度～平成13年度は農水産経済課と農畜産振興課の合計値となっている。

(注3) 農村計画課の補助金額は、平成10年度は農地計画課と農地建設課の合計値、平成11年度～平成13年度は農村計画課と農村整備課の合計値となっている。

(注4) 森林課の補助金額は、平成10年度は林政課と森林整備課の合計値、平成14年度は森林課と全国植樹祭推進事務局の合計値となっている。

(注2)～(注4)のとおり、途中で組織変更があったため、各課の業務内容は必ずしも経年で一致しているわけではないが、特に生産流通課と農村計画課の補助金が大きく減少している。生産流通課は各事業の見直し等によるものであり、農村計画課は主に土地改良事業の縮小によるものである。

5. 農林水産部所管の財政援助団体の状況

農林水産部が所管している財政援助団体は下記のとおり、平成14年度末現在において15団体となっている。担当課別では、農政企画課が4団体、生産流通課が6団体、農業技術課と農村計画課が各1団体、森林課が3団体である。このうち、山形県家畜畜産物衛生指導協会及び山形県畜産物価格安定基金協会は、平成15年3月に山形県畜産会と統合し山形県畜産協会となった。また、山形県種苗センターは目的達成により平成15年3月に解散しており、山形県林業従事者育成基金は平成15年3月に山形県みどり推進機構に吸収合併されている。

なお、金額及び出資割合は平成14年度末現在のものである。

(財政援助団体の一覧)

(単位：千円)

団体名	担当課	出資額	県出資割合	県補助金	県委託料	県繰出金	県貸付残高	県損失補償に係る債務残高	監査対象
山形県農業公社	農政企画	670,400	83.4%	571,969	157,594	—	1,947	2,350,921	○
山形県漁業信用基金協会	農政企画	682,750	58.3%	—	—	—	—	—	○
山形県農業振興機構	農政企画	1,884,050	37.7%	7,019	4,105	—	—	—	—
山形県農業会議	農政企画	—	—	57,487	64,134	—	—	—	○
山形県青果物生産出荷安定基金協会	生産流通	317,510	31.5%	115,394	—	—	—	—	○
山形県畜産振興公社	生産流通	290,000	40.7%	20,242	26,850	201,604	216,000	—	—
山形県家畜畜産物衛生指導協会	生産流通	83,460	49.7%	88,075	9,418	—	—	—	—
山形県畜産物価格安定基金協会	生産流通	266,000	43.2%	14,061	—	—	—	—	—
山形県系統豚普及センター	生産流通	50,660	29.6%	7,280	—	—	—	—	—
山形県水産振興協会	生産流通	199,000	54.0%	—	160,290	—	—	—	—
山形県種苗センター	農業技術	145,450	40.0%	—	—	—	—	—	—
山形県土地改良事業団体連合会	農村計画	3,693,427	0.6% (注)	645,522	546,600	—	—	—	○
山形県林業公社	森林	10,000	100.0%	297,725	171,050	—	20,525,311	13,502,385	○
山形県林業従事者育成基金	森林	2,380,000	71.4%	5,851	—	—	—	—	—
山形県みどり推進機構	森林	725,657	49.6%	16,982	162,424	—	—	—	—
合計	—	—	—	1,861,818	1,304,919	201,604	20,743,258	15,853,306	—

(注) 県出捐金を基本金(土地、建物、基本財産積立金、土地改良基金)で除して算出している。

6. 農林水産部の補助金における問題点

農林水産部の各補助金における指摘事項は、「第3 農政企画課の補助金について」以降で述べていくこととするが、ここでは農林水産部の補助金全体に係る問題点について記載する。

(1) 予算消化率について

予算消化率は、各補助金の当初予算額に対する実績額の割合を示したものであり、通常はほぼ一致することが想定される。しかし、見込みよりも実績が少ない場合や、逆に予期できない要因により補助の必要が生じた場合等には、予算消化率は100%から大きく乖離する。

下表は、平成14年度における予算消化率が50%未満もしくは150%超の補助金の件数と割合を示したものであり、全体の9.9%について実績と当初予算が大きく乖離していることが分かる。個別の乖離原因は後述するが、事業費が当初の見積もりと違っていたために実績が当初予算を下回るケースが多い。

予算消化率が低い場合、予算が有効に使われていない可能性がある。限られた財源を有効に使うためには、当初見積もりの精度を向上させるとともに、例えば、A事業で余った補助金予算を不足しているB事業補助金にも使用できるように、小規模な補助金の整理統合を進めて、限られた予算でより大きい効果を達成できるように工夫すべきである。

(予算消化率が50%未満、もしくは150%超の補助金)

	農政 企画課	生産 流通課	農業 技術課	農村 計画課	森林課	合計
該当件数	9	4	1	3	6	23
補助金総数	61	81	7	46	38	233
割合	14.8%	4.9%	14.3%	6.5%	15.8%	9.9%

(注) 補助金総数には平成13年度補助金の繰越分8件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(2) 終期設定の状況について

終期設定は、補助事業の必要性について定期的に見直しをかける区切りを設けるために設定されるべきものである。

下表は、平成14年度において終期設定がなされていない補助金の件数と割合を示したものであり、全体の42.5%の補助金に終期設定がなされていないことが分かる。このうち国庫補助事業については、県が単独で終期を設定することは難しいが、県単独事業についても終期設定のなされていないものが多い。

今後、終期設定が可能な補助金については、極力終期を設定するとともに、終期設定の難しい補助金についても定期的に必要な見直しをしていくことが望ましい。

(終期設定をしていない補助金)

	農 政 企 画 課	生 流 通 産 業 課	農 技 術 業 課	農 計 画 村 課	森 林 課	合 計
設定していない件数	21	46	—	22	10	99
補助金総数	61	81	7	46	38	233
割合	34.4%	56.8%	—	47.8%	26.3%	42.5%

(注) 補助金総数には平成 13 年度補助金の繰越分 8 件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(3) 効果算定について

効果算定は、各補助事業について、交付額に対してどのような成果、メリットがあったのかを具体的に示すためのものであり、補助金の必要性の重要な判断基準になると同時に、県民に対する情報開示の観点からも必要なものである。

下表は、平成 14 年度において効果算定がなされていない補助金の件数と割合を示したものであり、全体の 58.4%と、過半数の補助金について効果算定がなされていないことが分かる。特に農政企画課の割合が高いが、同課は利子補給補助金や出資団体に対する補助金が多く、これらのほとんどは効果算定がなされていない。また、効果算定が行われている場合でも、今後の補助金のあり方の検討や予算策定に活用されていないと思われるケースが見受けられた。

今後は、必要性の判断基準となる具体的な効果指標を設定して毎年度算定していくとともに、効果の分析や交付後のフォローを充実させていくことが望ましい。なお、効果を算定していない補助金の中には数値化が困難なものもあるが、このような補助金についても効果の有無や程度について関係者間で議論し、検討していくことが望ましい。

(効果算定をしていない補助金)

	農 政 企 画 課	生 流 通 産 業 課	農 技 術 業 課	農 計 画 村 課	森 林 課	合 計
算定していない件数	44	44	2	23	23	136
補助金総数	61	81	7	46	38	233
割合	72.1%	54.3%	28.6%	50.0%	60.5%	58.4%

(注) 補助金総数には平成 13 年度補助金の繰越分 8 件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(4) 少額補助金について

少額補助金として、ここでは年間補助額が 1,000 千円未満のものをとりあげる。少額補助金は、一定の必要性は認められるものの、金額が僅少なため、効果よりもむしろ事務コスト負担の方が大きい可能性がある。

下表は、平成 14 年度における 1,000 千円未満の補助金の件数と割合を示したものであり、全体の 20.2%の補助金が 1,000 千円未満であることが分かる。このうち国庫補助事業については、県が単独で制度を変更することは難しいが、県単独事業についても少額補助金は多い。特に農政企画課と生産流通課の件数が多いが、これらの補助金のほとんどは効果算定がなされていない。

少額補助金が多いと、それだけ補助金の種類が増えて事務コストが増大するとともに、県民にとっても補助制度が理解しづらくなる恐れがある。効果や必要性を早急に再検討するとともに、可能なものは整理統合を進めていくことが望ましい。

(1,000 千円未満の補助金)

	農政企画課	生産流通課	農業技術課	農村計画課	森林課	合計
該当件数	15	20	2	3	7	47
補助金総数	61	81	7	46	38	233
割合	24.6%	24.7%	28.6%	6.5%	18.4%	20.2%

(注) 補助金総数には平成 13 年度補助金の繰越分 8 件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(5) その他の事項について

上記の他、今回の監査の中で気がついた農林水産部の補助金全体に係る問題点を記載する。なお、高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金については、所管課が複数にまたがるため、制度についての意見を「7. 高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について」で述べることとする。

- ・ 所管が各課に分かれており、総括的に補助事業を把握している部署がない。そのため、監査開始時点においては、農林水産部全体の補助金の一覧表も作成されていなかった。農林水産部全体の補助金のあり方を検討していく部署が必要ではないか。
- ・ 国庫補助事業では対象とならない部分を補うためや県独自の施策を実現するために県単独補助金があるが、そのために補助金の件数が多くなっている。これらの補助金ごとに要綱を設定したり、本庁→総合支庁→市町村→事業者という二重、三重の交付手続を経なければならず、県の事務コストの削減の観点からも見直していくべきではないか。

- 補助額算定にあたっての工事や物品調達に際し、複数業者の見積を原則としていない補助金があるが、「最小の経費で最大の効果をあげる」ためには、このような措置を義務付けるべきではないか。
- 補助対象経費のうち直接把握できない工事雑費、附帯事務費等について、ある月については支出額の100%を補助対象とし、ある月については全く対象外としている補助金があった。ある月の伝票金額を無理やり補助対象経費とするのではなく、本体工事に対する割合、事業規模に対する割合等の一定の基準により補助対象経費とする方が合理的であり、かつ、補助金の支出内容の検討においても効率的ではないか。
- 交付手続は総合支庁が行い、本庁は予算を配分するに過ぎない場合も多いが、そのような場合でも本庁は、総合支庁の手続をサンプルベースでチェックするか、総合支庁の手続を把握しておくことが必要ではないか。
- 交付申請書や実績報告書の検査にあたり、決裁手続は多くの担当者を経るものの、実際の検査内容は記録に残っていないものが多い。手続の効率化や透明性を向上させるためには、検査項目を具体的に設定し、これに沿って検査内容を記録しておくことが望ましい。
- 決裁において、部長の専決事項となっているにもかかわらず次長、課長が部長の代理決裁をしているケースが多い。「山形県事務代決及び専決事務に関する規程」によれば、課長が部長の代決をできるのは部長に事故（出張、私事旅行、転地療養その他の事由により職務を行うことができない状態を指す）があった場合に限定されている。実際には部長は職務多忙であるため課長が代決しているのだが、それならば、職務権限の見直しを行う必要があるのではないか。

7. 高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について

(1) 制度の概要

① 目的

県では、高速道路（東北横断自動車道酒田線、東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道）の建設を円滑に促進するため、県内の被買収地域等の農林水産業経営に及ぼす影響を考慮し、これらの地域の農林水産生産基盤の整備、経営近代化施設の導入、生活環境の改善等に対して必要な措置を講じるために、具体的に次の事業について補助金制度を設定している。

- ア 関連環境整備事業
- イ 関連営農施設等整備事業
- ウ 関連水産業施設等整備事業
- エ 関連土地改良事業
- オ 関連代替地取得資金利子補給事業

これらの補助金は、いずれも国庫補助はなく県単独事業に係るものであり、他県では類似の補助金制度は特に設定されていないとのことである。

また、上記ア、イ、エについては、個別に監査対象となっているので、該当箇所を参照されたい。

② 実績の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
関連環境整備	69,604	52,173	57,613	9,391	2,479	—
関連営農施設等整備	863,912	827,154	448,116	398,121	253,550	42,342
関連水産業施設等整備	11,913	—	—	—	—	—
関連土地改良	333,274	220,936	345,938	279,241	159,859	40,250
関連代替地取得利子補給	—	—	—	—	—	—
合計	1,278,703	1,100,263	851,667	686,753	415,888	82,592
効果算定	関連土地改良事業については投資効率（妥当投資額／総事業費） ≥ 1.0 であることを投資効果としているが、他の事業は効果について数値化しての算定は行っていない。					

③ 今後の交付見込について

(単位：百万円)

	平成9～14 年度累計	15年度	16年度	17年度	～	25年度	平成9～25 年度累計
補助金額	8,074	82	184	589	～	471	16,057
事業費総額	16,411	152	359	1,494	～	1,277	37,016

(2) 監査の結果及び意見

① 制度の存在意義について

制度化されている補助金のうち、関連水産業施設等整備事業と関連代替地取得資金利子補給事業については、上記「実績の推移」のとおり、近年の補助実績はほとんどない。

また、これらの補助金は、平成9年度～平成25年度にかけて160億円もの負担が見込まれているが、効果がコストに見合っているかについて、特に分析がなされていない。

(意見)

今後も県が当該補助事業を継続していく必要があるのかについて、補助金額が効果に見合っているかを踏まえて検討していくべきと考える。また、近年の補助実績のない2つの補助金については、廃止も含めた検討を行い、事務コストの削減や制度の簡素化を図ることが望ましい。

② 実施計画の審査・認定について

交付先から申請される実施計画の審査は、総合支庁において行われるが、要領、規程以外の審査基準は定められていない。また、審査内容のチェックリスト等は作成されていないため、審査内容については担当者以外の者には分らず、外部からは不明瞭となっている。本庁での認定は、所管部署である土木部が行うが、こちらも認定に至る経緯については痕跡が残されておらず、外部からは不明瞭となっている。

(改善策)

実施計画の審査・認定は、補助金の妥当性を見るうえで重要な業務といえるので、審査や認定に関する基準を明確にしたうえで、チェックリスト等を作成し、保管すべきである。

第3 農政企画課の補助金について

1. 事業の概要

農政企画課では、山形県農業基本条例に基づき、同条例に掲げる重点施策を中心として施策の推進にあたっており、米政策の改革など国の農政改革の動向を踏まえ、担い手対策、構造対策、水田畑地化などの施策の強化と一体的に推進することにより、経営の効率化・安定化に向けた基礎確立を進めている。また、農業及び農村の果たす役割に対する県民理解の促進に向けた情報提供や啓発事業を実施している。主要な施策は以下のとおりである。

1. 山形県農業基本条例及び山形県農林水産業振興計画に掲げる施策の総合的な推進
2. 農業及び農村の果たす役割に対する県民理解の促進
3. 農業構造の体質強化
4. 農地の適正管理と有効利用
5. 中山間地域の活性化
6. 農業経営確立に向けた金融支援
7. 農業災害補償制度の適正な運営
8. 担い手の育成・確保
9. 農業協同組合及び漁業協同組合等への指導・検査

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 (注)	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	24	22	21	28	32	28
金額	2,456,209	3,504,793	1,907,482	3,858,610	2,714,055	2,906,317
うち県負担額	303,889	278,020	206,807	349,818	277,360	229,973
＜県単独事業＞						
件数	11	11	7	28	31	33
金額	263,733	167,990	142,469	517,362	179,603	249,517
＜合計＞						
件数	35	33	28	56	63	61
金額	2,719,942	3,672,783	2,049,951	4,375,972	2,893,658	3,155,834

(注) 平成13年度繰越分、国庫補助事業2件、金額116,446千円を含む。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	山形県農業会議補助金	国庫補助	47,416	48,102	98.6%	1	—	×	◎
2	農業委員会費補助金	国庫補助	5,469	30,752	17.8%	44	—	×	
3	優良農地等確保促進事業費補助金	国庫補助	4,535	2,315	195.9%	6	H14	○	
4	農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金	国庫補助	20,095	15,865	126.7%	10	—	○	
5	経営対策体制整備推進事業費補助金	国庫補助	3,757	3,871	97.1%	44	H16	○	
6	地域農業構造改革緊急対策推進事業費補助金	国庫補助	361	698	51.7%	44	H14	×	
7	新規就農者等総合支援対策事業費補助金	県単独	2,630	3,418	76.9%	1	H16	×	
8	農業経営基盤強化促進対策事業費補助金	国庫補助	29,991	41,847	71.7%	59	H14	×	
9	地域営農推進事業費補助金	県単独	22,656	22,695	99.8%	3	H21	×	◎
10	経営構造対策推進事業費補助金	国庫補助	23,443	26,878	87.2%	5	—	×	
11	経営構造対策事業費補助金	国庫補助	96,634	373,302	25.9%	5	H23	○	
12	グリーンツーリズム推進地域育成事業費補助金	国庫補助	1,395	1,895	73.6%	2	H14	○	
13	やすらぎの交流空間整備事業費補助金	国庫補助	10,240	10,240	100.0%	1	H14	○	
14	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	国庫補助	209,999	355,551	59.1%	8	H23	○	○

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
15	個性ある山村振興の再構築実験事業費補助金	国庫補助	9,030	9,030	100.0%	1	H17	×	
16	特定農山村総合支援事業費補助金	国庫補助	29,970	32,400	92.5%	3	H15	×	
17	中山間地域等直接支払推進事業費補助金	国庫補助	20,383	22,163	92.0%	38	H16	×	
18	高速道路関連環境整備事業費補助金	県 単 独	2,479	5,085	48.8%	1	—	×	◎
19	アグリベンチャー支援事業費補助金	県 単 独	8,000	8,000	100.0%	4	H16	×	
20	農業近代化資金利子補給補助金	国庫補助	157,826	173,544	90.9%	29	—	×	◎
21	農業総合振興資金利子補給補助金	県 単 独	6,068	8,269	73.4%	24	—	×	
22	水田転作推進資金利子補給補助金	県 単 独	924	924	100.0%	4	H17	×	
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	県 単 独	473	503	94.0%	4	H17	×	
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	県 単 独	2,291	3,576	64.1%	20	—	×	
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	県 単 独	227	268	84.7%	11	H26	×	
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	県 単 独	11	2,179	0.5%	2	H31	×	
27	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	県 単 独	30,088	36,234	83.0%	36	—	×	
28	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金	国庫補助	27,378	29,580	92.6%	15	H27	○	
29	自作農維持資金利子助成補助金	県 単 独	923	936	98.6%	1	H30	×	
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	県 単 独	3,607	4,284	84.2%	26	H17	×	
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	国庫補助	378	12,013	3.1%	3	H30	○	
32	大家畜経営維持資金利子助成補助金	県 単 独	8,517	9,060	94.0%	24	H17	×	
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	県 単 独	35	—	—	3	H16	×	
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	国庫補助	34	34	100.0%	1	—	×	
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	国庫補助	533	2,199	24.2%	4	—	×	
36	農林漁業天災対策資金利子補給補助金	県 単 独	7,634	9,935	76.8%	10	—	×	
37	農業生産資材廃棄物回収システム整備推進事業費補助金	県 単 独	2,400	2,400	100.0%	1	H14	○	
38	山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	県 単 独	1,500	1,500	100.0%	1	—	×	◎
39	農協系統事業・組織改革推進事業費補助金	国庫補助	5,647	7,350	76.8%	1	—	○	
40	農協合併推進基金支援事業費補助金	県 単 独	13,710	13,710	100.0%	1	H17	○	
41	山形県農業共済団体事務費補助金	国庫補助	1,567,587	1,534,819	102.1%	4	—	×	◎
42	農林水産省農業者大学校学生修学費補助金	国庫補助	2,078	2,078	100.0%	7	H16	×	
43	青年農業者就農支援事業費補助金	国庫補助	18,434	12,769	144.4%	6	H16	○	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
44	大家畜経営体質強化資金利子補給補助金	県 単 独	1,211	1,241	97.6%	5	H24	×	
45	養豚経営安定資金利子補給補助金	県 単 独	40	51	78.4%	2	H14	×	
46	大家畜経営活性化資金利子補給補助金	県 単 独	240	290	82.8%	4	H32	×	
47	養豚経営活性化資金利子補給補助金	県 単 独	33	50	66.0%	2	H21	×	
48	農用地有効活用推進事業費補助金	国庫補助	51,080	87,945	58.1%	44	H17	○	◎
49	農地保有合理化事業費補助金	国庫補助	230,579	293,350	78.6%	1	—	○	◎
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	県 単 独	320	1,200	26.7%	1	H16	○	
51	認定農業者連携事業体育成事業費補助金	国庫補助	4,060	4,060	100.0%	1	H14	×	
52	認定農業者農作業受委託集積事業費補助金	国庫補助	10,167	10,257	99.1%	2	H15	×	
53	農地流動化支援事業費補助金	県 単 独	30,823	43,078	71.6%	27	H18	○	○
54	山形県農業公社運営費補助金	県 単 独	18,334	19,078	96.1%	1	—	×	○
55	山形県農業公社機械整備費補助金	県 単 独	2,760	2,760	100.0%	1	—	×	
56	漁業近代化資金利子補給補助金	国庫補助	7,951	9,461	84.0%	1	—	×	
57	漁業後継者育成資金利子補給補助金	県 単 独	3,843	4,496	85.5%	1	—	×	
58	計画営漁推進資金利子補給補助金	県 単 独	316	625	50.6%	1	—	×	
59	日本海沿岸漁業等経営安定資金利子補給補助金	県 単 独 (注1)	1,795	3,335	53.8%	1	H16	×	
60	漁業共済事業振興補助金	県 単 独	5,715	5,816	98.3%	1	H17	×	◎
61	信用事業運営効率化推進事業費補助金	国庫補助	1,159	1,144	101.3%	1	H15	×	

(注1) 補助金の財源は財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団である。

(注2) 予算消化率＝補助金額/当初予算額

(注3) 平成13年度繰越分2件、補助金額116,446千円を除く。

(注4) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

(3) 予算消化率について

予算消化率が 150%超もしくは 50%未満のものは、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	乖離理由
2	農業委員会費補助金	5,469	30,752	17.8%	農地情報管理システムの導入を予定し補助金申請していた市町村が、準備の遅れと財政難を理由にホストコンピュータの更新を見送ったため
3	優良農地等確保促進事業費補助金	4,535	2,315	195.9%	当初予算では例年の補助実績から補助金額を積算し計上していたが、結果的に平成 14 年度は要求額が全額認められたため
11	経営構造対策事業費補助金	96,634	373,302	25.9%	ハード事業導入前の合意形成の進捗管理、積極的支援等が不十分であったため
18	高速道路関連環境整備事業費補助金	2,479	5,085	48.8%	事業の一部見送りをしたため
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	11	2,179	0.5%	金利水準が低位で推移したことにより当該制度が発動しなかったこと、新規の貸付が当初予定の融資枠を下回ったため
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	378	12,013	3.1%	新規貸付実績が融資枠(過年度の融資実績等を勘案の上設定)を下回ったため
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	35	—	—	平成 14 年 4 月に国が創設した BSE 対応畜産経営安定資金に対応して本事業を実施したため
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	533	2,199	24.2%	天災融資法が発動した場合、緊急の資金需要に対応できるよう予め 5 億円の融資枠を設定している。平成 14 年度は天災融資法が発動される災害の発生が生じなかったため
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	320	1,200	26.7%	小作料の減額改定が行われなかったことにより、小作料差額助成金が発生しなかったため

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

農政企画課の補助金 61 件中、終期設定が行われていないものが 21 件 (34.4%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。できる限り終期を設定し、補助金の必要性等の検討がなされることが望まれる。

(2) 効果算定の状況について

農政企画課の補助金 61 件中、効果算定が行われていないものが 44 件 (72.1%) ある。

(意見)

現状では半数以上の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 利子補給の補助金について

農業に関連した利子補給補助金は、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
20	農業近代化資金利子補給補助金	資本装備の高度化と経営の安定化を図る	157,826
21	農業総合振興資金利子補給補助金	水田転作推進資金、園芸銘柄産地育成事業資金の総合的な振興を図る	6,068
22	水田転作推進資金利子補給補助金	水田農業確立対策の一環として、水稲から他の作目への集団的作付転換を円滑に実施する	924
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	農業近代化施設等の設置による農作物の生産条件の整備の促進を図る	473
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	園芸銘柄産地育成の総合的な振興を図る	2,291
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	効率的・安定的な経営体を目指す認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図る	227
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	効率的・安定的な経営体を目指す認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図る	11
27	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	認定農業者が規模の拡大や経営の効率化の実施を支援する	30,088

番号	名 称	目 的	補助金額
28	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金	農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往負債の軽減の負担を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る	27,378
29	自作農維持資金利子助成補助金	ウルグアイラウンド農業合意後も新規投資により農業経営の再建整備を図ろうとする農業者等に対して自作農維持資金の金利負担を軽減し農業経営の安定化を図る	923
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	農産物価格の低下により著しい影響を受けた農業者の経営の維持を図る	3,607
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る	378
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	中山間地域における農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を図る	34
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	天災により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者等を支援する	533
36	農林漁業天災対策資金利子補給補助金	天災により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者等を支援する	7,634

(意 見)

補助金を県が嵩上げしていることにより、効率的な農業経営が行われているかなどの効果を検討し、補助金の見直しを行っていくことが望まれる。

また、統合による柔軟な対応の可能性や事務作業の効率化を比較するなどして補助金統合の検討を行うことが望まれる。

(4) 少額の補助金について

農政企画課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体 61 件中 15 件（24.6%）とかなり高い比率を占めている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

（単位：千円）

番号	名 称	補助金額	種 類
6	地域農業構造改革緊急対策推進事業費補助金	361	国庫補助
22	水田転作推進資金利子補給補助金	924	県 単 独
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	473	県 単 独
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	227	県 単 独
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	11	県 単 独
29	自作農維持資金利子助成補助金	923	県 単 独
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	378	国庫補助
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	35	県 単 独
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	34	国庫補助
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	533	国庫補助
45	養豚経営安定資金利子補給補助金	40	県 単 独
46	大家畜経営活性化資金利子補給補助金	240	県 単 独
47	養豚経営活性化資金利子補給補助金	33	県 単 独
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	320	県 単 独
58	計画営漁推進資金利子補給補助金	316	県 単 独

また、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである（上記の 1,000 千円以下の補助金を除く）。

（単位：千円）

番号	名 称	補助金額	交付件数	交付件数 当たり金額	種 類
2	農業委員会費補助金	5,469	44	124	国庫補助
5	経営対策体制整備推進事業費補助金	3,757	44	85	国庫補助
21	農業総合振興資金利子補給補助金	6,068	24	252	県 単 独
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	2,291	20	114	県 単 独
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	3,607	26	138	県 単 独

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 当 たり 金 額	種 類
32	大家畜経営維持資金利子助成補助金	8,517	24	354	県 単 独
42	農林水産省農業者大学校学生修学費補助金	2,078	7	296	国庫補助
44	大家畜経営体質強化資金利子補給補助金	1,211	5	242	県 単 独

(意 見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

4. 個別検討

(1) 山形県農業会議補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の経済的地位の向上に寄与する。

(b) 補助対象事業

農業会議

ア. 職員を置くために要する経費（負担金交付額を除く）

イ. 農業委員会事業の推進に要する経費

ウ. 農業経営管理能力向上支援事業に要する経費

エ. 農地調整関係等調査事業に要する経費

オ. 運営事務費等に要する経費

カ. 事務所管理に要する経費

(c) 交付先

農業会議

(d) 最終交付先

農業会議

(e) 根拠法令・規則等

農業委員会等に関する法律

山形県農業委員会交付金等交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
職員を置くために要する経費（負担金交付額を除く）の額	100.0%以内	—	100.0%
農業委員会事業の推進に要する経費の額	100.0%以内	50.0%	50.0%
農業及び農民に関する調査事業に要する経費の額	50.0%以内	100.0%	—
農業経営管理能力向上支援事業に要する経費の額	100.0%以内	50.0%	50.0%
農地調整関係等調査事業に要する経費の額	50.0%以内	100.0%	—
運営事務費等に要する経費の額	100.0%以内	100.0%	—
事務所管理に要する経費の額	100.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	45,251	42,436	43,825	48,167	47,416	43,911
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和29年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、農業会議に対して交付した補助金の内容確認については、実績報告書及び添付してある支払明細及び収支精算書を査閲しているが、農業会議の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認することが必要である。

(2) 地域営農推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

地域営農に取り組む担い手農家を中心とした農業集落を支援し、地域営農体制を構築することにより農業経営の安定を図る。

(b) 補助対象事業

1. 推進事業

地域営農に関する実態調査事業・・・農業会議に対する助成
地域営農の普及・啓発事業・・・山形県農業協同組合中央会(以下、「中央会」という。)に対する助成

2. 機械リース事業

地域営農計画を作成し、一定の農地の集積等の要件を満たした地域営農集団の設備導入(リース)の助成

(c) 交付先

農業会議

中央会

農業公社(地域営農集団のリース料の一部を各リース会社に代行支払)

(d) 最終交付先

推進事業：農業会議・中央会

機械リース：地域営農集団等

(e) 根拠法令・規則等

山形県地域営農推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
1. 推進事業 ・当該事業に要する経費	100.0%以内	—	100.0%
2. 機械リース事業 ・年間リース料	33.3%以内 (限度700千円)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	4,345	14,917	22,656	35,564
補助件数	—	—	3	3	3	3
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成12年度から平成21年度まで行われる。

事業別補助実績または予定額

(単位：千円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
中央会	573	566	300	250	—	—	—	—	—	—
農業会議	3,772	3,516	1,980	1,740	1,740	—	—	—	—	—
推進補助計	4,345	4,082	2,280	1,990	1,740	—	—	—	—	—
H13 18件	—	9,835	9,835	9,835	9,835	9,835	—	—	—	—
H14 15件	—	—	9,961	9,961	9,961	9,961	9,961	—	—	—
H15 26件	—	—	—	13,198	13,198	13,198	13,198	13,198	—	—
H16 30件	—	—	—	—	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	—
H17 30件	—	—	—	—	—	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
指針事務	—	1,000	580	580	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
リース事業 補助計	—	10,835	20,376	33,574	48,994	63,994	54,159	44,198	31,000	16,000
地域営農 補助金合計	4,345	14,917	22,656	35,564	50,734	63,994	54,159	44,198	31,000	16,000

② 監査の結果及び意見

(a) 補助の対象取引について

担い手が設備を導入する場合、継続使用を確実にするためリース取引に限定している。そのため、設備導入にあたり、購入するかリースにするかの判断の余地がない。

(意見)

補助対象の設備がリース期間より長く稼働できるものであれば購入のほうが有利というケースも考えられ、購入も対象とすることを検討する必要がある。

(3) 高速道路関連環境整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

高速道路の建設用地周辺の農村集落の環境整備を促進する。

(b) 補助対象事業

高速道路関連環境整備事業

(生活改善センター設置事業、集会所設置事業、児童遊園施設設置事業、知事が特に必要と認める施設の設置事業)

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

事業主体となる地域住民の組織する団体

(e) 根拠法令・規則等

高速道路関連環境整備事業実施要領

高速道路関連環境整備事業費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
高速道路関連環境整備事業 ・当該事業に要する経費	45%~50% (ただし、事業によって上限は2,500千円~15,000千円となっている。)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	69,604	52,173	57,613	9,391	2,479	—
補助件数	4	2	2	2	1	—
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和53年度から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別の金額は次のとおりである(交付先は全て山形市、内容は全て児童遊園施設(遊具設置))。平成15年度は予算がゼロになっているが、今後も高速道路の建設年度と併せて予算が計上される計画である。

(単位：千円)

内 容	金 額	最終交付先 件 数
生活改善センター	—	—
集 会 所	—	—
児童遊園施設	2,479	4
特認施設(上記以外)	—	—
合 計	2,479	4

② 監査の結果及び意見

(a) 実績報告書の書類審査について

平成14年度に補助対象となった4件(いずれも児童遊園施設設置工事)については、所管である村山総合支庁において、比較的少額であること及び事業主体である山形市の検査体制が充実していることから、山形市の検査報告を受領したものの特に検査は実施していなかった。また、山形市の検査結果の詳細について、総合支庁では資料入手等による把握はなされていなかった。

(意 見)

県が検査をするかしないかの判断について、「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱」の運用について」によれば支庁長の判断に委ねられている(実質的には担当課長の判断)が、客観性を保つためには、金額等による明確な判断基準を設けるべきである。

また、事業主体の検査状況について一部を抽出して確認を行うか、検査を行わない場合には、例えば、事業主体(この場合は山形市)から入札状況等についての検査結果を入手するなど検査状況を確認しておくべきである。

(b) 事業実施状況報告書の事業進行率について

交付規程によれば、事業主体は、補助金交付対象年度の平成14年11月末日現在における事業の実施状況を記載した事業実施状況報告書を県（総合支庁）に提出することになっている。当該報告書には事業の進行率（出来高事業費／計画事業費で計算）が記載されることになっているが、平成14年度の4件については、いずれも提出日が工事完了日の2日前にもかかわらず進行率がゼロとなっており、特に文章による説明もなかった。これは、4件とも児童遊園の遊具設置工事であり、平成14年11月末時点では業者に遊具を発注してあっても業者への支払が発生していなかったためである。

(意見)

業者への支払いが工事完了日後である場合、進行率は0%か100%しかなく、実際の事業進行状況が示されないことになる。このような場合は、進行率を事業費で表わすのではなく、実際の業者の工事進行度合いを進行率として記載するか、あるいは、進行率の計算が困難であれば進行状況を文章で記載するなどの対応が必要と考える。

(4) 農業近代化資金利子補給補助金

① 制度の概要

(a) 目的

利子補給を行うことにより農業者に低利の資金として融資し、資本装備の高度化と経営の安定化を図る。

(b) 補助対象事業

農業近代化資金

(c) 交付先

農業協同組合
銀行等金融機関

(d) 最終交付先

農業協同組合
銀行等金融機関

(e) 根拠法令・規則等

農業近代化資金助成法
山形県農業近代化資金利子補給金交付規程

(f) 補助金額の算定

補 助 率	国の負担	県の負担
融資平均残高×利子補給率 (平成14年4月1日現在 個人1.25%)	50.0%	50.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	370,270	289,416	233,015	189,018	157,826	141,518
補助件数 (金融機関数)	33	33	30	29	29	30
利子補給率 (個人；各年度 4月1日現在)	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和36年度から行われている。終期は定められていない。

補助件数として、融資先数については報告事項ではないため集計していない。

ここ5年間、農産物価格の低迷や事業従事者の高齢化、後継者不足等による先行き不透明感から、農家全体に経営規模の拡大や新たな設備投資等を控える傾向であるため融資実績が減少傾向にあり、補助金額は減少している。

② 監査の結果及び意見

(a) 貸出資金の滞留について

「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」においては、貸付けの実行後長期（概ね3ヶ月程度）にわたって正当な理由なく貸付金が未使用である場合は不適正事例として処理されることとされている。

平成14年度の新規貸付分で融資の実行から事業費の支払までに3ヶ月を超えたものはなかったが、2ヶ月超のものが5件（貸付金額29,900千円）あった。この期間は資金が借受者の口座に滞留していることになり、無駄な利子補給金を支払っていることとなる。

(意見)

融資の実行は事業費の支払時期に対応して行われるべきであり、資金の滞留が生じないように指導する必要がある。

(b) 農業近代化資金完了報告書の提出について

「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、事業完了後20日以内に農業近代化資金事業完了報告書が融資機関に提出され、融資機関では現物確認調査を実施のうえ1ヶ月分を取りまとめて翌月20日までに県に写しを提出することとされているが、監査実施時（平成15年9月～10月）において未だ提出されていないものがかなりの件数見受けられた。

(改善策)

定められた期間内に提出を求める必要がある。

(c) 実態調査の実施時期について

「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、農業近代化資金事業完了報告書の提出を受けて実態調査を実施することとされているが、村山総合支庁では平成15年10月下旬に実施予定ということで未だ実施されていなかった。

(意見)

完了報告書の提出後速やかに実施すべきである。

(5) 山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

中央会が行う総合的経営指導等及び山形県農業協同組合青年・女性組織協議会が実施する事業に対する補助金交付を促進助長する。

(b) 補助対象事業

中央会が行う経営指導事業・営農対策事業・監査事業及び青年・女性組織協議会が実施する事業に対する補助金交付事業

(c) 交付先

中央会

(d) 最終交付先

中央会

(e) 根拠法令・規則等

山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,200
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和35年度から行われている。終期は定められていない。補助金額は平成6年度より1,500千円と一定額である。

平成 14 年度の事業ごとの配分は次のとおりである。

(単位：千円)

	事業費	県補助金	中央会費	その他
経営指導事業	1,844	700	1,144	—
営農対策事業	579	250	329	—
監査事業	907	300	607	—
青年組織協議会補助事業	784	150	221	413
女性組織協議会補助事業	772	100	468	204

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、中央会に対して交付した補助金の内容確認については実績報告書を査閲するとともに、事業の実施状況につきヒアリングを行っているが、中央会の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認する必要がある。

(b) 事業実施状況報告書の提出について

交付規程第5条によれば10月15日までに事業実施状況報告書を提出することとなっているが、10月23日に提出されている。

(改善策)

提出期限は厳守すべきである。

(c) 営農対策事業への補助について

中央会の営農対策事業は営農企画業務が主であり、直接営農に係る事業は行っていない。そのため、補助金は旅費や会議費等の一般的な経費に充当されている。

また、中央会の営農対策事業には「山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金」が平成14年度1,067千円交付されており、実績報告書によれば、この交付金は全額が農業協同組合等への印刷物(「水田農業経営確立対策関係通知集」)の配布に充当されている。

(意見)

交付金も含めたところで補助金の効果の検討が望まれる。

- (d) 青年組織協議会補助事業及び女性組織協議会補助事業について
県のヒアリングによれば、いずれの組織も活動は低調とのことであるが、部員数の推移等は把握されていない。

(意見)

補助金の効果を含め現状分析が必要である。

(6) 山形県農業共済団体事務費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業災害補償法に基づき、農業共済組合及び同連合会が行う農業共済事業及び保険事業に必要な事務費、活動費を助成する。

(b) 補助対象事業

農業共済団体等運営事業（農業共済事業事務費、農業共済事業特別事務費、農業共済事業運営基盤強化対策費）

(c) 交付先

山形県農業共済組合連合会

山形中央農業共済組合

置賜農業共済組合

庄内農業共済組合

(d) 最終交付先

山形県農業共済組合連合会

山形中央農業共済組合

置賜農業共済組合

庄内農業共済組合

(e) 根拠法令・規則等

農業災害補償法

山形県農業共済団体事務費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助額	国の負担	県の負担
1. 農業共済事業事務費 (組合事務費) ・ 共済事業事務を行うために発生する 人件費、旅費、委員手当費等に要する 経費	定額	100.0%	—
2. 農業共済事業特別事務費 (特別事務費) ・ 損害評価に伴う経費や農業共済地域 対応強化総合対策に要する経費	定額	100.0%	—
3. 農業共済事業運営基盤強化対策費 (運営基盤強化対策費) ・ 情報処理システム高度化事業費及び 家畜群疾病情報分析管理事業費	定額	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	1,526,355	1,502,719	1,526,563	1,553,727	1,567,587	1,519,729
補助件数	10	10	4	4	4	4
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和23年度(国の制度開始時期)から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別及び交付先別の金額は次のとおりである。補助金のほとんどは組合事務費に係るものであり、各共済組合に対する補助金額の算定は、農林水産省の算定基準に従い、農政企画課で算定している。

(単位：千円)

交付先	組合事務費	組合特別事務費	運営基盤強化対策費	合計
山形県農業共済組合連合会	148,394	2,532	62,656	213,582
山形中央農業共済組合	642,819	6,034	941	649,794
置賜農業共済組合	283,648	2,029	1,087	286,764
庄内農業共済組合	413,476	3,244	727	417,447
合計	1,488,337	13,839	65,411	1,567,587

② 監査の結果及び意見

(a) 組合事務費の配分について

県から各組合（連合会は除く）への組合事務費に係る補助金の配分は、国からの通達によって計算方法が定められており、A固定費用割、B組織整備割、C事業規模割、D特別配分の4区分により算定される。

このうち特別配分については、「それ以外の配分のみでは事業の適正な運営の確保をしがたい場合において、配分総額の30%以内で特別の配分基準を設けて配分することができる」とされている。特別配分を行う場合はあらかじめ国との協議が必要となるが、前年度対比調整、事業規模割調整等定められた調整方法により配分する場合には国との協議が不要となる。県では、以前より特別配分を国で定めた前年度対比調整及び事業規模割調整を用いて行っており、前年度と比べて配分割合が大きく変わらないようにしている。

平成14年度における特別配分額の計算は次のとおりである。

(単位：千円)

組 合 名	ル ー ル 配 分 額 (上記A～C)	特 別 配 分 額 (上記D)		
		前 年 度 対 比 調 整 額	事 業 規 模 割 調 整 額	特 別 配 分 額 合 計
山形中央	613,134	185	29,500	29,685
置 賜	205,461	65,927	12,260	78,187
庄 内	341,107	50,277	22,092	72,369
合 計	1,159,702	116,389	63,852	180,241

(意 見)

現在の特別配分額の配分方法は、組合の経営の安定化には役立っている。しかし、長年見直されておらず、前年度と配分割合が大きく変わらないため、各組合の経営努力が補助金に反映されない状況となっている。それぞれの組合における経営努力が反映されるような配分方法も検討する必要があるものとする。

(7) 農用地有効活用推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業の担い手に対する農用地の利用集積の推進を図る。

(b) 補助対象事業

農地流動化地域総合推進事業

農地利用集積実践事業

遊休農地解消総合対策事業

(c) 交付先

市町村

中央会

農業会議

(d) 最終交付先

市町村

中央会

農業会議

農地利用改善団体等

(e) 根拠法令・規則等

農業経営基盤強化促進法

農用地有効活用推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象		補助率	国の負担	県の負担
農地流動化地域 総合推進事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—
	農業団体事業費	定額	100.0%	—
農地利用 集積実践事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—
		ただし、利用調整重点推進地区育成事業に係る経費については、100.0%以内	50.0%	50.0%
	農業団体事業費	定額	100.0%	—
遊休農地解消 総合対策事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	68,477	86,864	51,080	59,000
補助件数	—	—	44	44	44	34
効果算定						
集積目標面積(a) (単位：ha)	—	—	50,896	52,947	55,431	57,975
集積実績面積(b) (単位：ha)	47,348	47,896	49,947	52,431	54,975	—
目標達成率(b/a) (単位：%)	—	—	98.1	99.0	99.2	—

補助金の交付は平成12年度から平成17年度（終期は事業によって異なっており平成15年度～平成17年度）まで行われる。

平成14年度の事業区分ごとの補助金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	交 付 先	国庫補助金	県嵩上げ分	合 計
農地流動化地域 総合推進事業	市 町 村	11,720	—	11,720
	農 業 会 議	1,516	—	1,516
	中 央 会	180	—	180
農 地 利 用 集 積 実 践 事 業	市 町 村	18,494	18,494	36,988
	農 業 会 議	425	—	425
遊休農地解消 総合対策事業	市 町 村	250	—	250
合 計		32,585	18,494	51,080

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

平成11年度までは、年度ごとの集積目標面積がなく、平成6年2月の県の基本方針により概ね10年先を目標として担い手の経営面積を83,000ha(当時の農用地面積127,000haに対して65%)と設定していた。平成12年1月に基本方針を見直したが、そこでも農用地面積に対する集積割合の目標は65%(当時の農用地面積120,000haに対して65%の78,000ha)を踏襲している。

効果算定の指標としては、当該担い手への農地利用集積率を掲げている。

(意 見)

目標達成率は初年度以降98%以上と高い水準で推移しており、当該補助金の効果が反映されていると考えられる。ただし、担い手への農地利用集積は当該補助金のみによる効果として捉えられるものではなく複数の補助金の相乗効果として捉えることが実態に即している。

したがって、各補助金一つ一つの効果と相乗の効果とを具体的に測定し、最大の効果があがるように補助金を集約もしくは変更、追加するなど創意工夫が必要であると考えます。

(b) 集積面積の目標について

県の集積面積目標は78,000haとなっているが、各市町村の集積面積目標の合計を上回っており、乖離が生じている。

(意 見)

現状では、各市町村で集積面積目標を達成したとしても、県の集積面積目標は達成されない。県として集積面積目標を達成させるためには、実施主体である市町村と一体的な取り組みが必要であり、両者の調整を図り、集積面積目標が乖離しないようにする必要がある。

(c) 集積面積の集計について

担い手への農地集積面積の集計については、農地流動化地域総合推進事業実施要領及び同要領の運用に基づき各市町村が行っているが、人員体制やコンピュータシステムなどの違いにより各市町村において把握している面積の精度に格差が生じている。現在、総合支庁で面積算定に際しての留意事項を示しているが、具体的なマニュアル策定には至っていない。

(意 見)

面積算定についての具体的なマニュアルを策定し、精度を一定に保って、計画の達成状況をより正確に把握できるようにすべきである。

(d) 事務検査の未実施について

置賜総合支庁では、事業の実施中、実施後いずれも検査や現場確認等のチェック作業を実施していない。

(意 見)

交付要綱や事務検査基準等で特に具体的な規定はないものの、交付先からのヒアリングや現場調査等を必要に応じて行うことが望ましい。

(e) 交付時期について

農地利用集積の実践事業は年度当初から行われているが、飯豊町において実際に補助金が交付されたのは事業がほぼ終了した平成 15 年 3 月 28 日であった。

(意 見)

案件によっては、早めに概算払いの必要性につき検討することが望ましい。

(f) 補助金の最終交付先での支出状況の確認について

当該補助金は、農地利用集積を行ったときの集積実績によって補助金が交付される。したがって、地域における農業経営の目的等を明確にし、その目的達成のために使われたのかを確認する必要がある。

平成 14 年度において村山総合支庁では河北町に対して当該補助金を交付し、河北町にて 3 農地利用改善組合に補助金を交付している。

村山総合支庁では、河北町から事業実績書、収支精算書等を入手しているが、補助金の最終交付先である農地利用改善組合の支出状況については報告事項としていない。したがって、農地利用改善組合が目的以外に補助金を使ったとしても確認することができない状況にある。

(意見)

補助金の支出状況について報告させるなどの方策を行い、補助金が適正に使われていることが確認できるようにすることが必要である。

また、当該補助金の一部を利用調整基金や利用調整積立金に繰入れ翌事業年度以降に支出を行う農地利用改善組合がある。このような農地利用改善組合については、利用調整基金や利用調整積立金を取り崩され、どのような支出に使われたのかまで確認する必要がある。

(8) 農地保有合理化事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農地の再配分を通じて、農地流動化の促進に資する。

(b) 補助対象事業

農地保有合理化促進事業等

(c) 交付先

農業公社

(d) 最終交付先

農業公社

農業者等

(e) 根拠法令・規則等

農業経営基盤強化促進法

農地保有合理化事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
農地保有合理化促進事業費 ・農地売買等事業	100.0%以内	60%～70%	30%～40%
農地保有合理化促進事業費 ・機械リース事業	100.0%以内	100%	—
農地保有合理化緊急加速事業費 ・農地売買等事業	100.0%以内	70%	30%
農地保有合理化緊急加速事業費 ・機械リース事業	100.0%以内	100%	—
農地保有合理化総合推進事業費	100.0%以内	50%～60%	40%～50%
農地保有合理化関連融資事業費	100.0%以内	60%	40%

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
土地利用型大規模経営促進事業費	100.0%以内	50%	50%
中山間農地保全対策事業費	100.0%以内	60%	40%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	275,236	306,776	272,261	226,485	230,579	306,421
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定						
集積目標面積(a) (単位：ha)	—	—	50,896	52,947	55,431	57,975
集積実績面積(b) (単位：ha)	47,348	47,896	49,947	52,431	54,975	—
目標達成率(b/a) (単位：%)	—	—	98.1	99.0	99.2	—

補助金の交付は昭和46年度から行われている。終期は定められていない。

(7)の農用地有効活用推進事業費補助金と効果算定は同様のものが考えられ、流動化関係の補助金の相乗的な効果によって、集積面積の拡大が図られていると考えることができる。

平成14年度の事業ごとの補助金交付金額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	国庫補助金	県嵩上げ分	合計
農地保有合理化促進事業	76,826	31,759	108,585
農地保有合理化緊急加速事業	87,685	8,529	96,214
農地保有合理化総合推進事業	463	378	841
農地保有合理化関連融資事業	3,668	2,446	6,114
土地利用型大規模経営促進事業	8,828	8,828	17,656
中山間農地保全対策事業	700	466	1,166
合計	178,171	52,408	230,579

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、農業公社に対して交付した補助金の内容確認について実績報告書を査閲するのみで、農業公社の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料（補助元帳など）を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認する必要がある。

(9) 漁業共済事業振興補助金

① 制度の概要

(a) 目的

山形県漁業共済組合が漁業共済の掛金補助を行う場合において、掛金の一部助成を行うことにより、漁業共済の振興普及（加入促進）を図る。

(b) 補助対象事業

山形県漁業共済組合が行う漁業共済事業

(c) 交付先

山形県漁業共済組合

(d) 最終交付先

漁業従事者

(e) 根拠法令・規則等

漁業共済事業振興補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

平成14年1月1日から同年12月31日までの間に契約した漁業共済契約（当該契約に係る共済限度額に対する割合として100分の40以上の割合を選択している場合に限る。）に係る純共済掛金（国庫補助金（財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団が行う日韓対策事業の掛金補助を受ける場合は、その補助額を加算した額）を除く。）に、下記の漁業種類の区分に応じ補助率を乗じて得た額以内を県が負担する。

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号及び第3号に掲げる漁業。ただし、20トン未満の漁船に限る。	22.0%	—	100.0%
同法104条第3号に掲げる漁業。ただし、20トン以上100トン未満の漁船に限る。	11.0%	—	100.0%
同法第104条第3号に掲げる漁業。ただし、100トン以上で財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団の日韓対策事業における掛金補助を受ける漁船に限る。	11.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	4,451	4,933	6,777	6,081	5,715	5,974
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和41年度から平成17年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の見直しについて

現在、漁業共済は純共済掛金の半分程度を国が、さらに残りの掛金の一部を県、市町村が補助している。

(意見)

リスクが大きいということや平成20年度において山形県漁業共済組合の全国組織への統合が予定されており経営改善を図る必要があることから、掛金の半分以上が国、県、市町村からの補助金でまかなわれている。しかし、相互扶助としての共済の趣旨を考えた場合、補助金の見直しを検討すべきである。

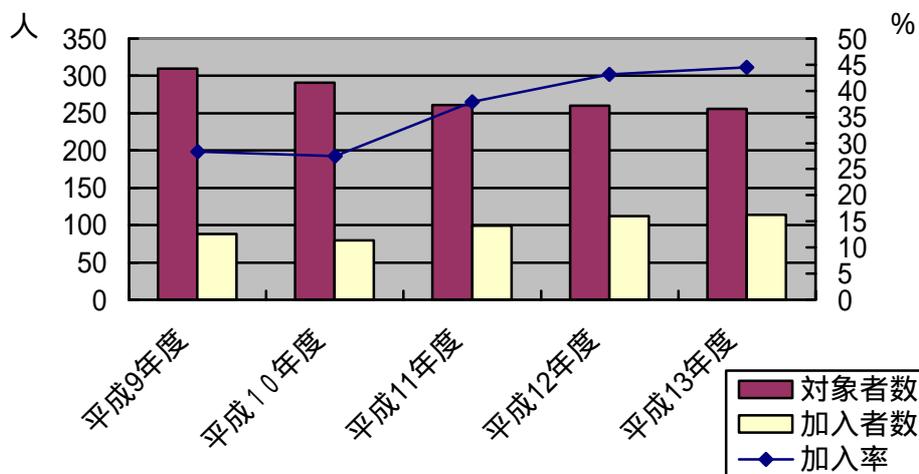
(b) 効果算定（具体的目標）について

当該補助金の目的は、「山形県漁業共済組合が漁業共済の掛金補助を行う場合において、掛金の一部助成を行うことにより、漁業共済の振興普及（加入促進）を図る」ことにあるが、振興普及の具体的達成目標が明確になっていない。

(意見)

目的達成のための具体的な目標がない場合、補助金の交付が目的達成のために効果的に使われているかどうかを測る尺度がないことになる。目的は抽象的なものであることから、具体的な目標を明確にし、補助金交付後はその効果を確認し、さらに、次年度以降に補助金の検討を行っていくことで、補助金の交付目的を効果的、効率的に達成できるようにする必要がある。

効果としては共済の加入戸数が考えられる。これらの推移（県内組合の合計）は次のとおりであり、加入戸数は若干増加している。補助を行うにあたっては、このような指標を目標として捉え、交付先団体と協議のうえ加入率の向上を意識していくことが求められる。



(c) 交付先からの資料の検証について

補助事業の実績報告書及びそれに添付される事業成績書、収支精算書は、交付先が作成して提出する。県ではこれらの資料の整合性については検証を行っているが、支出内容の確認までは行っていない。

(意見)

交付先からの実績報告書が十分な証拠に裏打ちされた信頼性のあるものであることを確認することが重要である。したがって、交付先から共済契約書の写し等支出の事実を証拠立てる資料を添付させたり、交付先の検査を行うなどして、実績報告書の信頼性を確認する体制を整える必要がある。

第4 生産流通課の補助金について

1. 事業の概要

生産流通課では、山形県農業基本条例で山形県が目指す「活力ある豊かな農業県」の実現に向け、生産から流通まで一体的な取組みを①「食の安全」確保を重視した戦略的な生産・流通対策の展開、②米政策改革への対応と農業経営の複合化・周年化の促進による効率化・安定化の推進、③地産地消の推進と環境保全型・地域循環型の持続性の高い農業の推進の観点から下記の施策を推進している。

1. 水田農業対策
 - ① 水田農業経営確立対策の推進
 - ② 米政策改革への対応
 - ③ 農地流動化施策等と連携した担い手の育成・支援
 - ④ 各地域の特色を生かした産地形成の推進
2. 稲作振興対策
 - ① 県産米の競争力強化に向けた生産対策
 - ② 消費者の県産米に対する安全・安心ニーズに対応した生産対策
3. 農産（畑作物）振興対策
 - ① 土地利用型作物（大豆、そば、麦）の生産振興
 - ② 蚕糸振興対策
4. 園芸振興対策
 - ① 果樹の振興
 - ② 野菜の振興
 - ③ 花きの振興
5. 消費流通対策
 - ① 県産農林水産物の評価向上
 - ② 地産地消の推進
6. 畜産振興対策
 - ① 安全・安心な畜産物の供給
 - ② 県産畜産物のブランド確立
 - ③ 畜産物の生産振興
7. 水産振興対策
 - ① 水産資源の持続的利用の確立と漁業の担い手の育成
 - ② 中山間地域の活性化と豊かな自然環境の保全に資する内水面漁業の振興

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	54	51	39	31	34	30
金額	4,066,256	4,524,800	4,029,450	3,557,707	1,483,992	2,588,588
うち県負担額	622,124	230,705	367,386	187,658	175,070	161,431
＜県単独事業＞						
件数	72	74	70	51	48	49
金額	3,390,752	2,523,041	1,810,924	1,947,135	1,597,219	1,242,079
＜合計＞						
件数	126	125	109	82	82	79
金額	7,457,008	7,047,841	5,840,374	5,504,842	3,081,211	3,830,667

(注1) 平成13年度繰越分、国庫補助事業1件、金額77,252千円を含む。

(注2) 平成10年度は農業経済課、農産園芸課、畜産課、水産課の合計値、平成11年度～平成13年度は農水産経済課と農畜産振興課の合計値となっている。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	特用作物生産団体育成事業費補助金	県単独	120	120	100.0%	1	—	×	
2	農産物等流通戦略推進事業費補助金	県単独	20,000	20,000	100.0%	1	H17	×	
3	農産物流通明確化促進事業費補助金	県単独	2,000	2,000	100.0%	2	H15	○	
4	農産物緊急流通対策事業費補助金	県単独	13,404	13,404	100.0%	1	H14	○	◎
5	地産地消推進事業費補助金	県単独	17,720	17,800	99.6%	59	—	○	
6	土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	県単独	40,919	41,300	99.1%	82	H16	○	
7	土地利用型作物産地化推進事業費補助金	県単独	55,856	65,775	84.9%	2	H15	×	
8	水田作付体系転換緊急推進事業費補助金	国庫補助	260,029	300,000	86.7%	44	H15	×	○
9	担い手経営効率化緊急支援事業費補助金	県単独	102,898	103,100	99.8%	61	H15	×	
10	高速道路関連営農施設等整備事業費補助金	県単独	253,550	352,946	71.8%	4	—	×	◎
11	やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金	県単独	541,553	588,594	92.0%	150	H15	×	◎
12	施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金	県単独	121,527	126,000	96.5%	9	H14	×	◎

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
13	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	28,665	40,028	71.6%	14	—	○	
14	野菜産地強化特別対策事業費補助金	国庫補助	27,612	28,660	96.3%	4	H16	○	
15	園芸生産体制確立推進事業費補助金	県 単 独	2,500	2,500	100.0%	10	H16	○	
16	県産花き展覧会事業費補助金	県 単 独	500	500	100.0%	1	H16	○	
17	広域生産組織活動高度化事業費補助金	県 単 独	1,500	1,500	100.0%	1	H16	○	
18	野菜指定産地生産出荷安定資金造成費補助金	国庫補助	14,503	5,740	252.7%	1	—	○	
19	青果物価格安定対策事業費補助金	県 単 独	76,994	81,329	94.7%	1	—	○	◎
20	学校給食用牛乳供給事業費補助金	国庫補助	19,961	20,255	98.5%	1	—	○	
21	牛乳消費拡大事業費補助金	県 単 独	400	400	100.0%	1	—	○	
22	フードシステム高度化対策事業費補助金	国庫補助	16,061	17,269	93.0%	1	—	○	
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	県 単 独	600	600	100.0%	1	—	○	
24	山形県米飯学校給食推進対策事業費補助金	県 単 独	7,188	7,206	99.8%	40	—	○	
25	農産物 PR 事業費補助金	県 単 独	1,440	1,440	100.0%	1	—	×	
26	青果物消費宣伝推進対策事業費補助金	県 単 独	36,800	36,800	100.0%	1	—	×	
27	山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金	県 単 独	4,000	4,000	100.0%	1	H14	×	
28	フードシステム推進事業費補助金	国庫補助	6,390	6,390	100.0%	6	—	○	
29	地域食品流通業活性化事業費補助金	国庫補助	2,962	2,000	148.1%	2	—	○	
30	主要農作物優良種子対策事業費補助金	県 単 独	400	400	100.0%	2	—	×	
31	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	235,337	1,042,507	22.6%	102	—	○	◎
32	そば処山形ブランド確立事業費補助金	県 単 独	600	600	100.0%	4	H17	○	
33	大豆と組み合わせた麦作振興拠点整備補助金	県 単 独	600	600	100.0%	2	H15	○	
34	21世紀米づくり日本一推進事業費補助金	県 単 独	10,000	10,000	100.0%	1	H14	×	
35	直播栽培導入型営農モデル実践事業費補助金	国庫補助	502	392	128.1%	2	—	×	
36	直播栽培普及支援事業費補助金	県 単 独	3,500	3,500	100.0%	5	—	×	
37	優良酒米生産体制確立事業費補助金	県 単 独	800	800	100.0%	1	—	×	
38	山形県蚕糸業振興協議会補助金	県 単 独	340	340	100.0%	1	—	○	
39	効率的養蚕産地育成推進事業費補助金	県 単 独	5,632	5,632	100.0%	1	H15	○	
40	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	1,754	2,405	72.9%	4	—	○	
41	公共牧場広域利用推進対策事業費補助金	国庫補助	850	850	100.0%	4	—	×	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
42	社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金	県 単 独	3,221	3,383	95.2%	1	—	×	◎
43	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	1,371	1,371	100.0%	1	—	×	
44	畜産振興総合対策推進指導事業費補助金	国庫補助	495	495	100.0%	8	—	×	
45	養ほう安定推進事業費補助金	県 単 独	108	110	98.2%	1	—	×	
46	公共牧場利用促進事業費補助金	県 単 独	345	350	98.6%	1	—	×	
47	自給飼料生産対策事業費補助金	国庫補助	26,494	50,646	52.3%	11	—	○	
48	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	4,006	4,006	100.0%	2	—	×	
49	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	18,140	497,703	3.6%	1	—	○	
50	肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金	県 単 独	26,102	35,820	72.9%	1	H14	×	◎
51	死亡牛 BSE 検査体制支援事業費補助金	県 単 独	74,527	105,000	71.0%	1	H14	○	◎
52	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用牛群検定普及定着化)	国庫補助	3,028	3,028	100.0%	1	—	×	
53	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用種雄牛後代検定推進)	国庫補助	579	579	100.0%	1	—	×	
54	家畜個体識別システム補助金	国庫補助	620	620	100.0%	5	—	×	
55	肉用牛改良推進事業費補助金	国庫補助	3,977	4,360	91.2%	12	—	×	
56	肉用牛改良推進事業費補助金	県 単 独	1,540	1,540	100.0%	9	—	×	○
57	東北六県北海道連合枝肉共進会補助金	県 単 独	500	500	100.0%	1	H14	×	
58	山形県畜産共進会開催事業費補助金	県 単 独	300	300	100.0%	1	H14	×	
59	社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金	県 単 独	7,280	7,280	100.0%	1	H18	×	◎
60	山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金	県 単 独	20,242	20,242	100.0%	1	—	×	◎
61	周年農業畜産の里づくり事業費補助金	県 単 独	44,420	44,785	99.2%	8	H14	×	
62	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	260,995	308,462	84.6%	7	—	○	○
63	家畜排せつ物適正処理緊急対策事業費補助金	県 単 独	18,736	20,000	93.7%	13	—	○	
64	山形県草地開発事業補助金	国庫補助	296,970	280,846	105.7%	1	H15	○	◎
65	山形県畜産物価格安定基金協会指導体制強化事業費補助金	県 単 独	7,441	7,532	98.8%	1	H14	×	
66	肉豚生産者積立補助金	県 単 独	6,620	6,621	100.0%	1	H15	×	
67	畜産物流通施設整備等対策事業費補助金	県 単 独	46,186	46,184	100.0%	3	H33	×	
68	自衛防疫強化総合対策事業費補助金	県 単 独	2,684	3,944	68.1%	1	—	×	
69	畜産振興総合対策事業補助金	国庫補助	1,168	1,168	100.0%	1	—	○	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
70	豚コレラ互助基金造成支援事業補助金	県 単 独	7,643	7,696	99.3%	1	H14	○	○
71	豚丹毒発生子防事業費補助金	県 単 独	2,055	2,055	100.0%	1	H14	○	
72	並型漁礁設置事業費補助金	国庫補助	16,415	18,500	88.7%	1	—	○	
73	都市漁村交流推進事業費補助金	国庫補助	1,350	1,050	128.6%	2	—	×	
74	複合的資源管理活動推進事業費補助金	国庫補助	2,772	2,838	97.7%	1	H15	○	
75	TAC 管理体制緊急整備事業費補助金	国庫補助	340	340	100.0%	1	—	×	
76	漁業者等協議会推進事業費補助金	国庫補助	1,960	1,960	100.0%	1	H23	×	
77	中核的漁業者協業体活動支援事業費補助金	県 単 独	3,928	3,928	100.0%	2	H14	○	
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（推進活動）	国庫補助	115	237	48.5%	1	—	×	
79	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（育成強化）	国庫補助	2,880	2,880	100.0%	4	—	×	
80	さけ・ます増殖施設整備事業費補助金	国庫補助	26,559	26,559	100.0%	1	H14	○	
81	漁港漁業集落環境整備事業費補助金	国庫補助	121,880	149,580	81.5%	1	H17	×	◎

(注1) 平成13年度繰越分1件、補助金額77,252千円を除く。

(注2) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

(3) 予算消化率について

予算消化率が150%超もしくは50%未満のものは、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	乖離理由
18	野菜指定産地生産出荷安定資金造成費補助金	14,503	5,740	252.7%	交付予約数量（系統出荷するとして数量）の確定が年度途中となるため、造成費がわからなかったため
31	農業生産総合対策事業費補助金	235,337	1,042,507	22.6%	国庫補助事業の一部が不採択となったため
49	畜産振興総合対策事業費補助金	18,140	497,703	3.6%	国庫補助事業の一部が不採択となったため
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（推進活動）	115	237	48.5%	国庫補助事業の一部が不採択となったため

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

生産流通課の補助金 81 件中、終期設定が行われていないものが 46 件 (56.8%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。できる限り終期を設定し、補助金の必要性等の検討がなされることが望まれる。

(2) 効果算定の状況について

生産流通課の補助金 81 件中、効果算定が行われていないものが 44 件 (54.3%) ある。

(意見)

現状では半数以上の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 少額の補助金について

生産流通課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体 81 件中 20 件 (24.7%) とかなり高い比率を占めている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	種 類
1	特用作物生産団体育成事業費補助金	120	県 単 独
16	県産花き展覧会事業費補助金	500	県 単 独
21	牛乳消費拡大事業費補助金	400	県 単 独
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	600	県 単 独
30	主要農作物優良種子対策事業費補助金	400	県 単 独
32	そば処山形ブランド確立事業費補助金	600	県 単 独
33	大豆と組み合わせた麦作振興拠点整備補助金	600	県 単 独
35	直播栽培導入型営農モデル実践事業費補助金	502	国庫補助
37	優良酒米生産体制確立事業費補助金	800	県 単 独
38	山形県蚕糸業振興協議会補助金	340	県 単 独
41	公共牧場広域利用推進対策事業費補助金	850	国庫補助

番号	名 称	補助金額	種 類
44	畜産振興総合対策推進指導事業費補助金	495	国庫補助
45	養ほう安定推進事業費補助金	108	県 単 独
46	公共牧場利用促進事業費補助金	345	県 単 独
53	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用種雄牛後代検定推進)	579	国庫補助
54	家畜個体識別システム補助金	620	国庫補助
57	東北六県北海道連合枝肉共進会補助金	500	県 単 独
58	山形県畜産共進会開催事業費補助金	300	県 単 独
75	TAC 管理体制緊急整備事業費補助金	340	国庫補助
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金(推進活動)	115	国庫補助

また、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである(上記の 1,000 千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 当 たり 金 額	種 類
5	地産地消推進事業費補助金	17,720	59	300	県 単 独
6	土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	40,919	82	499	県 単 独
15	園芸生産体制確立推進事業費補助金	2,500	10	250	県 単 独
24	山形県米飯学校給食推進対策事業費補助金	7,188	40	179	県 単 独
40	農業生産総合対策事業費補助金	1,754	4	438	国庫補助
55	肉用牛改良推進事業費補助金	3,977	12	331	国庫補助
56	肉用牛改良推進事業費補助金	1,540	9	171	県 単 独

(意 見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくなるとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

なお、平成 16 年度予算要求時までには補助金額 1,000 千円以下の補助金のうち、7 件を廃止することが決定されている。

(4) 農業生産物の PR や消費拡大に関する補助金について

農業生産物の広告に関する補助金は以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
2	農産物等流通戦略推進事業費補助金	国内外における産地間競争が激化する中で、「おいしい山形推進プラン(山形県農産物等流通戦略推進方針)」に基づき、農産物等の流通を巡る諸情勢の変化に的確に対応した新たな流通販売戦略を展開することにより、県産農林水産物の評価向上と消費の拡大を図る	20,000
21	牛乳消費拡大事業費補助金	消費者に牛乳に関する知識の普及を図り、牛乳の消費拡大及び県内酪農乳業の安定的発展並びに県民の体位向上を図る	400
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	米を中心とした日本型食生活の普及・定着と米の消費拡大を図る	600
25	農産物 PR 事業費補助金	農産物の大消費地である東京都内において、「山形米」及び県特産「ラ・フランス」の試食会を開くとともに、生産者と一体となった宣伝活動を実施し、農林水産物の評価向上と消費の拡大を図る	1,440
26	青果物消費宣伝推進対策事業費補助金	生産者の理解と協力を得ながら、各地の一般消費者に県産果実の特色を PR し、安定的な消費の確保と評価向上を図ることによって、有利販売に結合させ、生産農家の経営安定に資する	36,800
27	山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金	BSE に伴い風評被害等、食の安全に対する不安感が増す中で、安全で美味しい山形牛の銘柄確立及び普及・消費拡大を図る	4,000

(意見)

農産物のPRや消費拡大についてそれぞれ個別に補助金を交付するのではなく、山形県産の農産物全体を考慮したPRや消費拡大に関する事業として補助金を交付した方が効率的であり、また、効果も大きいものと思われ、補助金の統合等の検討が必要と思われる。

なお、平成15年度において、おいしい山形推進機構に対する補助金である「農産物等流通推進事業費補助金」に「山形県米消費拡大推進事業費補助金」及び「山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金」を統合し、「農産物PR事業費補助金」については、平成16年度において廃止することになっている。

4. 個別検討

(1) 農産物緊急流通対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

無登録農薬問題の発生による山形県産農産物に対する消費者及び流通関係者からの信頼を回復するため、緊急に安全対策を実施している旨の広告事業や安全に関する宣伝資材を配布する事業などの流通対策を展開し、果樹王国「山形」のイメージダウンを防ぐ。

(b) 補助対象事業

新聞広告の掲載事業、信頼回復宣伝資材の作成・活用事業

(c) 交付先

山形県 J A 無登録農薬緊急対策本部

(d) 最終交付先

山形県 J A 無登録農薬緊急対策本部

(e) 根拠法令・規則等

農産物緊急流通対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	13,404	—
補助件数	—	—	—	—	1	—
効果算定						
新聞広告 プレゼント応募数	—	—	—	—	30,100	—

平成14年度のみ単年度事業である。

② 監査の結果及び意見

(a) 効果の算定について

当該補助金は予見できない無登録農薬問題の発生に対応するための緊急対策として実施されたものである。県ではその補助金の効果につき一部評価を行っているが全体的な評価がなされていない。

(意見)

補助金の効果に関する総括的な評価を行うことによって、今後、類似した問題が発生した場合の対応に有用であると考えられる。

(2) 高速道路関連営農施設等整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

高速道路用地として農地または林地を提供した農林家で、提供後においても農林業を継続使用とする者の農林業経営近代化と生活安定化を図る。

(b) 補助対象事業

農業機械化施設整備事業

園芸近代化施設整備事業

農畜産物集出荷施設整備事業

畜産近代化施設整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

農業協同組合

農業生産法人

生産者組合

(e) 根拠法令・規則等

高速道路関連営農施設等整備事業実施要領

同実施基準

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する下記以外の経費	45.0%	—	100.0%
土地基盤整備に要する経費	70.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	863,912	827,154	448,116	398,121	253,550	32,802
補助件数	5	3	3	3	4	3
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和53年度から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

内 容	金 額	最終交付先 件 数
農業機械化施設整備	87,961	22
園芸近代化施設整備	164,089	20
農畜産物集出荷施設整備	1,500	2
畜産近代化施設整備	—	—
合 計	253,550	44

② 監査の結果及び意見

(a) 実績報告書の書類審査について

今回監査対象とした、A生産者組合（交付先は山形市）に対する補助金96,925千円については、事業がさらに6件に分割されている。建設工事以外の補助事業については、「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領」により「必要に応じて」検査を行うこととなっている。

当該事業に係る補助金については、18,458千円のスピードスプレーヤーについては総合支庁で検査が行われたものの、31,409千円のぶどうハウス69棟については検査が行われず、結果として、金額の高いほうの検査が実施されなかったこととなった。スピードスプレーヤーは固定化されず移動可能なものであり、総合支庁の判断により、不適切に使用されることを防止する目的で検査の対象としたためこのような結果となっている。

(意 見)

今後、確認検査に際して、検査の必要性の判断基準もしくは判断の考え方を取り決めるとともに、具体的な判断理由を書類上で示しておくことが望ましい。

(3) やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

山形県農林水産業振興計画に掲げた園芸生産目標の実現に向けて、競争力の高い園芸産地を育成するため必要となる生産基盤整備を推進させる。

(b) 補助対象事業

施設園芸生産基盤整備推進事業
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業
園芸生産条件整備推進事業
おうとう新産地施設整備推進事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業協同組合
認定農業者である農業生産法人または営農集団

(e) 根拠法令・規則等

やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
施設園芸生産基盤整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
園芸生産条件整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
おうとう新産地施設整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額 ただし、10 アール当たり 2,000 千円を限度とする	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	707,019	541,553	558,557
補助件数	—	—	—	205	150	150
効果算定	事業実施状況報告書(5年間)の提出を義務付けているが、事業全体の効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成15年度まで行われる。

平成13年度及び14年度の事業ごとの金額は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 13年度	14年度
施設園芸生産基盤整備推進事業	431,743	298,324
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業	177,973	145,239
園芸生産条件整備推進事業	76,971	73,122
おうとう新産地施設整備推進事業	20,332	24,868
合計	707,019	541,553

なお、平成14年度において、平成13年度事業及び平成14年度事業に以下の不適切な利用が認められたため、平成13年度事業分について21,196千円(2市4団体)の返還、平成14年度事業分について27,807千円(2市3団体)の取り下げを受けている。

- ・ 機械の補助要件である共同利用を行わず個人利用となっている。
- ・ 省力化・低コスト化機械設備には性能に応じて利用面積の下限が定められているが、その要件に達していない。

県では、今後検査件数を増やし、報告書に実施状況を詳細に記載させることにより再発防止の対応を行っている。

② 監査の結果及び意見

(a) 営農集団への補助金の交付について

営農集団が省力化・低コスト化機械設備導入推進事業の補助金を受ける場合、新たな営農集団が多数設立されている。

(意見)

本来、営農集団は各農家が集まって、より大規模で効率的な農作業を行うことや栽培技術を向上させるなどの目的で設立されるものである。補助金を受けるために営農集団が次々設立されるとなると、営農集団の趣旨から乖離してしま

う可能性があると思われる。

できる限り既存の営農集団を活用し、本来の目的から乖離してしまうような営農集団が増加しないようにすることが望ましい。

(b) 投資効果の判断について

事業実施要件として、事業実施要領第5事業の実施方針2において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は、事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。

(改善策)

事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その経過を書類として整理・保存しておく必要がある。

(c) 補助対象となった設備の使用状況の把握について

補助金を受けた営農集団が適切に補助対象となった設備を使用しているか、また営農集団自体が活動しているかを確認するために「やまがた園芸農業拡大推進事業実施状況報告書」を提出させているが、組織の活動状況等の記載があまりなされていないケースや事業の効果等について十分記載されているとは言い難いものがある。

(意見)

補助対象となった設備の利用状況、営農集団自体の活動状況が具体的に確認できるよう十分な記載を指導する必要があると考える。

(d) 事業状況の把握について

事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、やまがた園芸農業拡大推進事業の実施状況について、農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。

総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。

(改善策)

平成 13 年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。

補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。

(e) 農業協同組合に対して補助金を交付する場合の提出資料について

農業協同組合に対して補助金を交付した場合、農業協同組合は最終受益者からの利用料を低減して徴収することになるが、県では補助金を交付したことによって利用料が適切に低減され、補助金の効果が最終受益者に還元されているかどうかを把握していないものがある。

(意見)

補助金を受けた施設について、その効果が最終受益者に還元されていることがわかるような資料を報告させるなど、補助金の効果が最終受益者に還元されているか確認できるようにすることが望ましい。

(f) 採択要件の基準について

事業の採択要件は、以下のようになっているが、それぞれの基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを 8 割以上として取り扱っているためである。

<採択要件>

施設園芸生産基盤整備推進事業

一般型 概ね 3,000 m²以上

中山間型 概ね 1,000 m²以上

省力化・低コスト化機械設備導入推進事業

一般型 露地 概ね 2 ha以上 施設 概ね 3,000 m²以上

中山間型 露地 概ね 2 ha以上 施設 概ね 3,000 m²以上

園芸生産条件整備推進事業

一般型 概ね 50a 以上や 1,500 m²以上

中山間型 概ね 30a 以上や 500 m²以上

おうとう新産地施設整備推進事業

概ね 30a 以上

(意見)

概ねを 8 割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の 8 割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。

(4) 施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

園芸生産の中心を担う認定農業者が施設園芸の推進による周年農業経営の実現により経営の安定化を進める。

(b) 補助対象事業

軽量鉄骨等耐雪型ハウス及び附帯施設等の整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業協同組合または認定農業者である農業生産法人

(e) 根拠法令・規則等

施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補 助 率	国の負担	県の負担
軽量鉄骨等耐雪型ハウス及び附帯施設等の整備事業に係る経費	50.0%に相当する額以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	176,672	121,527	—
補助件数	—	—	—	10	9	—
効果算定	事業実施状況報告書(5年間)の提出を義務付けているが、事業全体の効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成14年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 投資効果の判断について

事業実施要件として、事業実施要領第5事業の実施方針2において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。

(改善策)

事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その過程を書類として整理・保存しておく必要がある。

(b) 事業状況の把握について

事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、施設園芸担い手農業者支援事業の実施状況について農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。

総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。

(改善策)

平成13年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。

補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。

(c) 採択要件の基準について

事業の採択要件は、1市町村当たり概ね0.1ha以上の施設整備面積を有する必要があるが、基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを8割以上として取り扱っているためである。

(意見)

概ねを8割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の8割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。

(d) 補助金額の算定

交付先から提出される事業計画申請書において設計書(金額算定の根拠)が添付されることになっており、この設計書は補助対象施設の購入予定業者からの見積を基に作られている。しかし、設計書の入手先や複数の業者から相見積をとっているかなどについては県では確認しておらず、不明であった。

また、県では工事完了後の検査において契約書の確認をしているとのことだが、書面による確認の記述や、購入業者との契約書のコピーの添付はなかった。

(改善策)

設計書の策定にあたっては、原則として複数事業者から相見積を取ったうえで最も金額の低いものを使用すべきであり、県は交付先がこのような措置を取ったかを確認・指導する必要がある。

また、工事完了後の検査においては、担当者名、検査項目、検査結果が外部に分かるようにチェックリスト等を作成し、保存すべきである。

(e) 書類の保管体制

当該補助金のうちA団体（4,500千円）に関する一連の書類の所在が不明ということで、監査時において閲覧できなかった。置賜総合支庁では、直接の交付先であるB町から書類のコピーを取り寄せて対応したが、その後において貸出先で保管されていたことが判明した。

(改善策)

今後このようなことが起こらないように保管体制の徹底を図っていく必要がある。

(f) 事業実施状況報告書の記載

当該補助金については、補助事業実施後5年間にわたり、交付先が「施設園芸担い手農業者育成事業実施状況報告書」を県に提出することになっている。この報告書には、生産量等について当初目標と実績、事業効果を記載することになっているが、C団体（9,992千円）の当該報告書においては事業実施後の作付面積や生産量、生産額の記載が大きく相違しており、総合支庁でも間違いに気づいていなかった。総合支庁では当該補助金の最終交付先数が年間40～50件のぼるため、詳細についてのチェックはしきれない状況となっている。

(改善策)

事業効果を事後的に測定し、チェックすることは、補助金の効果や今後のあり方を検討するうえで重要であり、本報告書についてもチェック内容や体制を強化すべきである。

(5) 青果物価格安定対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

青果物の需給及び価格の安定を図る。

(b) 補助対象事業

野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業
加工原料用もも価格安定対策資金造成事業
加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業
特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業
計画生産出荷促進資金造成事業
経営安定化対策資金造成事業

(c) 交付先

青果物基金協会

(d) 最終交付先

農業者

(e) 根拠法令・規則等

山形県青果物価格安定対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象		補助率	国の負担	県の負担
野菜等銘柄産地 価格安定対策資 金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金	50.0%に相当 する額以内	—	100.0%
	当該事業の実施に要する事 務的経費	知事が別に定 める額 (注1)	—	100.0%
加工原料用もも 価格安定対策資 金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%
特定野菜等供給 産地育成価格差 補給金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金の うち、特定野菜供給産地育成 価格差補填給付金に係るもの	33.3%に相当 する額以内	—	100.0%
	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金の うち、指定野菜供給産地育成 価格差補給金に係るもの	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%
経営安定化対策 資金造成事業	当該事業により造成された 補てん金交付準備金	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%

(注1) 青果物基金協会の常務理事の人件費として支払っている額と平成7年度の
常務理事の人件費相当額との差額分

(注2) 加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業及び計画生産出荷促進資
金造成事業は平成14年度で補助金を交付していないので省略

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度 (予 定)
補助金額	87,031	7,195	59,925	76,194	76,994	85,602
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定						
給付金の 交付実績	114,978	90,373	143,625	164,219	100,539	—

補助金の交付は昭和 46 年度から行われている。終期は定められていない。

平成 13 年度及び 14 年度の事業ごとの金額は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 13 年度	14 年度
野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業	42,324	69,181
加工原料用もも価格安定対策資金造成事業	—	1,069
特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業	1,034	6,260
経営安定化対策資金造成事業	32,835	484
合 計	76,194	76,994

(注) 加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業及び計画生産出荷促進資金造成事業(平成 13 年度交付額は経営安定化対策資金造成事業に含む)は 14 年度で補助金を交付していないので省略

② 監査の結果及び意見

(a) 特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜について

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜の要件は「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね 1/2 を超えているか超える見込みが確実であること」となっているが、すいかについて、出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合は以下のとおりとなっている。

	計 画	実 績
平成 11 年度	76%	47%
12 年度	71%	37%
13 年度	51%	37%
14 年度	53%	33%

(改善策)

すいかについては、平成 12 年度より実績が 40%を下回っており、平成 14 年度において「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね 1/2 を超えているか超える見込みが確実であること」の要件を充たしているとは言い難く、特定野菜とすべきではなかったと考えられる。

なお、平成 15 年度において、すいかは特定野菜から除外された。

(b) 交付決定及び補助金支出の時期について

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業の対象となる品目の出荷時期は、7 月～10 月である。交付決定は 10 月に行われ、支出は 11 月となっている。

また、野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業費補助金は、造成時期を造成年度の翌年 5 月としている。(平成 10 年度以前の造成時期は造成年度であったが、平成 11 年度から造成時期を造成年度の翌年とした。)

(意 見)

本来、基金の造成は対象となる品目の出荷時期前までに終了しておくべきである。

(c) 事業事務費の補助額の根拠について

野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業では事業事務費の補助を行っているが、その補助額は、現在青果物基金協会が常務理事の人件費として支払っている額と平成 7 年度の常務理事の人件費相当額との差額分となっている。

(意 見)

運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制（公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む）等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきであるとする。

(6) 農業生産総合対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

消費者・実需者との情報等の受発信体制を整備するとともに、品質分析体制の整備による品質の向上及び需要の拡大や担い手への農地・作業の集積、新技術導入による生産コストの取り組みを推進する。

(b) 補助対象事業

産地システム推進対策事業、消費者実需者連携促進対策事業、新技術・新品種導入対策事業、農業生産総合対策条件整備事業

(c) 交付先

市町村

全国農業協同組合連合会山形県本部（以下、「全農山形」という。）

全国農業協同組合連合会庄内本部（以下、「全農庄内」という。）

(d) 最終交付先

市町村

全農山形

全農庄内

農業協同組合

生産組織

(e) 根拠法令・規則等

生産振興総合対策等補助金等交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	306,819	148,719	235,337	855,161
補助件数	—	—	105	102	102	33
効果算定	事業実施前に農林水産省マニュアルに基づき、費用対効果の算定を行っている（ハード50,000千円以上）。また、事業実施後は事業実施報告書（5年間）の提出を義務付けている。					
投資効果	—	—	—	—	1.03 ～1.50	1.22

補助金の交付は平成12年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の交付額のバラツキについて

対象事業の違いにも起因するが1件当たりの補助金額のバラツキが大きい。最高額は5,750千円、最低額は3千円であり、100千円未満のものも比較的多い。

(意見)

あまりにも少額の補助金では、その効果が十分に発揮されないと考えられる。補助金の効果という観点から交付額等の検討がなされるべきものとする。

(7) 社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

社団法人山形県畜産会（以下、「畜産会」という。）の組織を強化するために必要な経費について、畜産会に対し補助を行うことにより、畜産技術の指導の推進を図る。

(b) 補助対象事業

畜産会運営活動事業

畜産会調整機能強化事業

(c) 交付先

畜産会

(d) 最終交付先

畜産会

(e) 根拠法令・規則等

社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補 助 率	国の負担	県の負担
畜産会運営活動事業 ・ 畜産会の事業活動に要する経費	当該経費から地方競馬全国協会補助金及び委託費を除いた額に50.0%の額か1,044千円のいずれか低い額以内	—	100.0%
畜産会調整機能強化事業 ・ 畜産会関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、診断指導を効率的かつ効果的に進めるための総括職員設置に要する経費	50.0%の額か2,339千円のいずれか低い額以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	1,820	3,752	3,484	3,408	3,221	3,160
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和39年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助対象経費の算定について

畜産会調整機能強化事業の補助対象経費は人件費相当額を基礎に算定されている。

(意見)

運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制（公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む）等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきと考える。

(b) 補助金の必要性について

畜産会運営活動事業は畜産コンサルタントが無料で一般診断指導を行っている。平成14年度の実績は以下のとおりである。

区分	酪農	肉用牛	養豚	合計
経営診断改善指導	8件	12件	8件	28件
経営管理技術指導	4件	6件	4件	14件
生産技術指導	13件	24件	13件	50件
フォローアップ指導	13件	24件	13件	50件
合計	38件	66件	38件	142件

山形県の家畜飼養戸数は平成14年度で以下のようになっているが、一般診断指導を行った比率は4.6%～15.8%と非常に低い率になっており、また、2年続けて診断を受けている畜産農家もある。

	酪農	肉用牛	養豚	合計
山形県の家畜飼養戸数	560戸	1,440戸	240戸	2,240戸
比率	6.8%	4.6%	15.8%	6.3%

(意見)

この診断指導は無料で行われているが、上記の比率を見ると一部の人のみが恩恵を受けている結果となっている。補助金額の増額や2年続けて診断を受ける場合には畜産農家から費用を負担してもらおうなど、広く診断指導を受けることができるようにすることが望ましい。

(c) 畜産会における支出の検討について

畜産会における支出の検討を県で行っているが、その作業は元帳を足し上げ実績報告書の収支精算書の金額と一致しているかどうかを確認しているだけである。

(意見)

元帳だけの確認であれば補助目的に該当しないような支出を判別することは難しく、補助目的に該当しない支出に対しても補助を行ってしまう可能性がある。

元帳だけでなく証拠書類の確認を行って、補助目的に該当しないような支出がないことを確認する必要があると考える。

(8) 肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

BSE発生による牛枝肉価格の下落により、収支が急激に悪化している肉用牛肥育農家の負担増を軽減することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

(b) 補助対象事業

肉用牛生産者積立金の積立に要する経費

(c) 交付先

畜産会

(d) 最終交付先

畜産会

(e) 根拠法令・規則等

山形県肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

畜種	一頭当たり積立金	一頭当たり補助額	国の負担	県の負担
肉専	10,150円	8,150円	—	100.0%
交雑	4,125円	3,325円	—	100.0%
乳用	3,475円	2,775円	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	23,215	26,102	—
補助件数	—	—	—	1	1	—
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成14年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 畜産会の会計処理

平成14年度の収支決算書において、平成13年度の「山形県補助金」23,215千円が再度計上されており、これによって生じた次期繰越収支差額の不一致は「地域基金預金支出」を同額増額することにより合わせている。

また、正味財産増減計算書において「地域基金預金増加額」を収支決算書の数値に合わせるために増額し、これにより生じる不一致は「地域基金繰入額」を増額して合わせている。

以上の結果、収支決算書・正味財産増減計算書上で計算される地域基金預金残高281,920千円及び地域基金残高523,641千円はいずれも貸借対照表の残高(正しい残高)258,705千円、500,426千円よりも23,215千円多く算出されてしまい、不合理な内容となっている。

平成14年度の収支決算書においては「山形県補助金収入」の金額が誤って計上されているが県からの指摘はなく、確認が行われていなかったものと思われる。

(改善策)

正しい会計処理を行うのは当然であるが、県として決算書を閲覧し、補助金が正しく計上されているかを確認する必要がある。

(9) 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

死亡牛のBSE検査の円滑な実施を推進するための一時保管施設の整備を行う。

(b) 補助対象事業

死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業

(c) 交付先

社団法人山形県家畜畜産物衛生指導協会（以下、「畜産物衛生指導協会」とする。）

(d) 最終交付先

畜産物衛生指導協会

(e) 根拠法令・規則等

死亡牛BSE検査体制整備事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
死亡牛の一時保管施設の整備に要する経費	社団法人農畜産業振興事業団の助成額を除いた金額	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	—	—	—	—	74,527	—
補助件数	—	—	—	—	1	—
効果算定						
BSE検査頭数	—	—	—	37	108	1,700

平成14年度のみ交付

平成15年度は死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金として交付（金額10,076千円）

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金に係る消費税等の仕入控除

交付先の畜産物衛生指導協会は消費税等の課税事業者であり、県では消費税等の納税状況につき事前に確認を行ったうえで交付する必要があったが、実施していなかった。

(改善策)

補助金の対象となった事業について仕入控除額が発生するのであれば、仕入控除額相当額を差し引いた金額について補助金を交付することとなるため、交付先における消費税等の納税状況につき確認する必要がある。

なお、畜産物衛生指導協会は平成14年度において特定収入割合が5%を超えており、交付額に相違はなかった。

(10) 社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）の再発防止のために実施した飼育豚の全頭廃用による処分損並びに施設等の改修及び新たな施設整備等に伴い生じた欠損金を補てんする。

(b) 補助対象事業

平成13年度末の累積欠損金のうち、平成11年度に発生したPRRSの再発防止のために実施した飼育豚の全頭廃用による処分損並びに施設の改修及び新たな施設整備等に要した経費に相当する分

(c) 交付先

社団法人山形県系統豚普及センター

(d) 最終交付先

社団法人山形県系統豚普及センター

(e) 根拠法令・規則等

社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	29.6% (県の出資比率と同率)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	7,280	6,595
補助件数	—	—	—	—	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成14年度から平成18年度まで行われる。

補助対象額	飼育豚の全頭廃用による処分損	49,716	千円
	防疫衛生のための施設等改修費	10,329	
	防疫衛生のための新たな施設等整備費	<u>13,735</u>	
	合 計	<u>73,780</u>	
支援負担額	全農庄内	49,500	千円
	山形県	<u>20,812</u>	
	小 計	70,312	
自助努力		<u>3,468</u>	
	合 計	<u>73,780</u>	

支援スケジュール (単位：千円)

	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
全農	27,500	5,500	5,500	5,500	5,500	49,500
県	7,280	6,595	2,312	2,313	2,312	20,812
合計	34,780	12,095	7,812	7,813	7,812	70,312

② 監査の結果及び意見

(a) 自助努力の金額の妥当性について

社団法人山形県系統豚普及センターの平成12年度～平成14年度の財政状態及び収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成12年度	13年度	14年度	15年度(計画)
財政 状態	資 産	21,768	54,901	68,641	—
	負 債	48,369	95,831	69,257	—
	資 本	△ 26,601	△ 40,930	△ 616	—
	(出資金)	(50,660)	(50,660)	(50,660)	(—)
	(欠損金)	(△77,261)	(△91,590)	(△51,276)	(—)
収支 の 状況	事業収益	54,936	110,412	184,625	175,300
	事業直接費	94,409	106,826	155,424	150,780
	事業管理費	13,819	16,931	17,646	18,480
	事業利益	△ 53,292	△ 13,345	11,555	6,040
	事業外収益	162	0	29,769	6,595
	事業外費用	11	984	1,010	855
	経常利益	△ 53,141	△ 14,329	40,314	11,780

(意見)

事業外収益に全農庄内及び県からの支援金が入っているため事業利益が経常的な収益と考えられる。平成14年度の事業利益は11,555千円であり、平成15年度の計画事業利益は6,040千円見込まれている。社団法人山形県系統豚普及センターが自助努力で対応する金額は3,468千円とされているが、収益性を考慮すればより多くの自助努力金額とすることも可能なものと思われる。

(11) 山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

県立蔵王西部牧場の草地管理を委託している財団法人山形県畜産振興公社(以下「畜産公社」という。)が草地管理業務の運営を円滑に行う。

(b) 補助対象事業

県立蔵王西部牧場経営対策事業

(c) 交付先

畜産公社

(d) 最終交付先

畜産公社

(e) 根拠法令・規則等

山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
草地管理に要する人件費及び社会保険料とし、草地管理に要した当該経費以内の額	100.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	26,161	20,291	20,193	20,516	20,242	3,515
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成7年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金と委託費の区分について

蔵王西部牧場の草地管理業務について、人件費及び社会保険料については補助金として、肥料、車両修繕費及び燃料費等については業務委託費として支出している。

(意見)

両者とも草地管理業務に変わりがないことから、補助金ではなく業務委託費として支出すべきものとする。

(b) 補助金の交付について

蔵王西部牧場で農家から預託された牛の預託料(1頭につき1日当たり400円)は畜産公社の収入となっている。県には、1頭につき1日当たり70円を支払うため、差額330円が畜産公社の利益となる。

(意見)

本来、農家からの収入で預託牛の飼育及び草地等の管理を行う必要があるが、草地管理については業務委託費及び補助金として県から収入を得ている。預託牛の飼育及び草地の管理を預託料により賄えるようにすることが望ましい。

(12) 山形県草地開発事業補助金

① 制度の概要

(a) 目的

畜産の振興を図る。

(b) 補助対象事業

県営草地開発附帯事業

団体営草地開発整備事業

農業公社牧場設置事業

団体営公共牧場整備事業

畜産基盤再編総合整備事業

公共牧場機能強化事業

小規模草地開発整備事業

- (c) 交付先
 市町村
 市町村の一部事務組合
 農業協同組合
 全農山形
 全農庄内
 農業生産法人
 農業公社
 森林組合及び知事が適当と認める団体

- (d) 最終交付先

農家

- (e) 根拠法令・規則等

山形県草地開発事業補助金交付規程

- (f) 補助金額の算定

畜産基盤再編総合整備事業

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
イ 基本施設 草地造成改良、草地整備改良、飼料畑造成改良、飼料畑整備改良、施設用地の造成整備、放牧林地その他の野草地の整備改良、道路等整備、用排水施設整備、防災施設整備及び知事が特に必要と認めた施設の整備に要する経費	70.2%に相当する額	71.2%	28.8%
ロ 農業用施設 隔障物、畜舎、看視舎、電気導入施設、飼料調製貯蔵施設、飼肥料庫、農具庫、燃料庫、家畜排泄物処理施設、薬浴施設、牛舎施設及び知事が特に必要と認めた施設の整備に要する経費	70.2%に相当する額	71.2%	28.8%
ハ 事業に関する調査、設計、指導監督及び検査の事務に要する経費	50.0%に相当する額	100.0%	—

(注) 畜産基盤再編総合整備事業以外は平成14年度で補助金を交付していないので省略

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	361,532	284,869	233,156	154,508	296,970	267,583
補助件数	1	2	1	1	1	1
効果算定	妥当投資額と事業費とを比較して投資効率を算定している。					
投資効率	9.1	3.8~9.1	3.8	3.8	2.3	2.3

補助金の交付は平成8年度から平成15年度まで行われる。

投資効率の算式は②監査の結果及び意見(a)事業効果の算定についてを参照

② 監査の結果及び意見

(a) 事業効果の算定について

妥当投資額（計算式は下記参照）を事業費で除した指数（効果指数）が1を超えていれば、事業効果はあるものと判断して事業を採択し、補助金を交付している。

事業を採択したとき（平成11年度）に算定した効果指数は3.8、直近（平成14年度）では2.3となっている。

妥当投資額の算定上、将来の純現価収入を補助残率で除しているが、将来の純現価収入を補助残率で除す理由が明確でない。

<計算式>

妥当投資額 = (便益 / 現価率) / 補助残率

便 益・・・粗収入－支出

現 価 率・・・総合耐用年数期間における便益を現在価値に割引いた（割引率は5.5%で計算）ときの比率

補助残率・・・事業費のうち農家が実際に負担する金額の比率

<平成11年度>

妥当投資額 = (126,773千円 / 0.09323837) / 0.298

= 1,359,665千円 / 0.298

= 4,562,636千円

効果指数 = 4,562,636千円 / 1,200,000千円

= 3.8

<平成 14 年度>

$$\begin{aligned}\text{妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.10697349) / 0.298 \\ &= 1,185,088 \text{ 千円} / 0.298 \\ &= 3,976,806 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 3,976,806 \text{ 千円} / 1,744,474 \text{ 千円} \\ &= 2.3\end{aligned}$$

(意見)

妥当投資額の算定上補助残率で除して事業効果を算定する考え方は、農家における妥当投資額（将来の収入）が投資額（農家での事業費負担）を超えているかどうかで判断することを意味している。しかし、事業の投資効果を算定するには、補助残率で除す前の将来の純現価収入（あるべき妥当投資額）が事業全体の投資額を超えているかどうかで判断すべきである。

なお、妥当投資額の算定上補助残率で除さないあるべき妥当投資額で事業効果を算定すれば、平成 11 年度と平成 14 年度はそれぞれ 1.1、0.7 となる。

$$\text{あるべき妥当投資額} = (\text{便益} / \text{現価率})$$

<平成 11 年度>

$$\begin{aligned}\text{あるべき妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.09323837) \\ &= 1,359,665 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 1,359,665 \text{ 千円} / 1,200,000 \text{ 千円} \\ &= 1.1\end{aligned}$$

<平成 14 年度>

$$\begin{aligned}\text{あるべき妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.10697349) \\ &= 1,185,088 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 1,185,088 \text{ 千円} / 1,744,474 \text{ 千円} \\ &= 0.7\end{aligned}$$

(b) 補助金の県負担について

当該補助金を平成 11 年度で考えた場合、農家の実質負担額は事業費 1,200,000 千円のうち 29.8%（補助残率）の 357,600 千円である。一方、将来の収入（現価を加味）は 1,359,665 千円となっている。したがって、農家はこの投資を行った場合、将来 1,002,065 千円の差し引き現金収入が生じることになる。

農家は生活していくうえでの家計費が必要であるから、この差し引き現金収入の一部が家計費となる。参加農業者別経営計画書によると参加農家の家計費は年間 39,750 千円となっており、これをこの事業の投資効果年数で現在価値の算定をした場合 426,327 千円となる。